

令和7年(2025年)2月12日 開 会

令和7年2月日光市議会定例会議案

日光市

令和 7 年 2 月 日光市議会定例会付議事件表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 7 年度（2025年度）日光市一般会計予算について
議案第 2 号	令和 7 年度（2025年度）日光市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 号	令和 7 年度（2025年度）日光市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第 4 号	令和 7 年度（2025年度）日光市介護保険事業特別会計予算について
議案第 5 号	令和 7 年度（2025年度）日光市診療所事業特別会計予算について
議案第 6 号	令和 7 年度（2025年度）日光市温泉事業特別会計予算について
議案第 7 号	令和 7 年度（2025年度）日光市銅山観光事業特別会計予算について
議案第 8 号	令和 7 年度（2025年度）日光市公共用地先行取得事業特別会計予算について
議案第 9 号	令和 7 年度（2025年度）日光市水道事業会計予算について
議案第 1 0 号	令和 7 年度（2025年度）日光市下水道事業会計予算について
議案第 1 1 号	市長の専決処分事項の承認について [令和 6 年度（2024年度）日光市一般会計補正予算（第 5 号）]
議案第 1 2 号	教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議案第 1 3 号	日光市議会議員及び日光市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 4 号	日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 5 号	日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 6 号	日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 7 号	日光市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

番 号	件 名
議案第 1 8 号	日光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 9 号	日光市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 0 号	日光市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 1 号	日光市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 2 号	日光市霧降スケートセンター条例及び日光市細尾ドームリンク条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号	日光市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 4 号	日光市休養施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号	日光市庚申山荘条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 6 号	日光市足尾銅山観光公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 7 号	日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 8 号	日光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び日光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 9 号	日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 0 号	財産の取得について [日光市情報システム標準化対応機器購入事業]
議案第 3 1 号	財産の取得について [中学校教師用指導書・教科書購入事業]
議案第 3 2 号	財産の処分について
議案第 3 3 号	市道路線の廃止について [西ノ湖線 外 1 0 路線]
議案第 3 4 号	市道路線の変更について [中禅寺湖南岸・西岸線 外 1 路線]

番 号	件 名
議案第 3 5 号	辺地に係る総合整備計画の策定について [上栗山辺地]
議案第 3 6 号	辺地に係る総合整備計画の策定について [川俣辺地]
議案第 3 7 号	辺地に係る総合整備計画の変更について [中小来川辺地]
議案第 3 8 号	辺地に係る総合整備計画の変更について [日向辺地]
議案第 3 9 号	令和 6 年度（2024年度）日光市一般会計補正予算（第 6 号）について
議案第 4 0 号	令和 6 年度（2024年度）日光市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）について
議案第 4 1 号	令和 6 年度（2024年度）日光市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）について
議案第 4 2 号	令和 6 年度（2024年度）日光市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 4 3 号	令和 6 年度（2024年度）日光市診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 4 4 号	令和 6 年度（2024年度）日光市水道事業会計補正予算（第 2 号）につ いて
議案第 4 5 号	令和 6 年度（2024年度）日光市下水道事業会計補正予算（第 3 号）に ついて

令和 7 年度（2025 年度）日光市一般会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市後期高齢者医療事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市介護保険事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市診療所事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市温泉事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市温泉事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市銅山観光事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市銅山観光事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市公共用地先行取得事業特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度) 日光市公共用地先行取得事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度（2025 年度）日光市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 7 年度（2025 年度）日光市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度（2025 年度）日光市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

市長の専決処分事項の承認について

令和 6 年度（2024 年度）日光市一般会計補正予算（第 5 号）については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

専決第16号

専決処分書

令和6年度(2024年度)日光市一般会計補正予算(第5号)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年(2024年)12月19日 専決処分

日光市長 粉 川 昭 一

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

住 所 日光市鬼怒川温泉大原 1060 番地
氏 名 速 水 茂 希
生年月日 昭和 45 年（1970 年）3 月 30 日

日光市議会議員及び日光市長の選挙における選挙公報発行に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日光市議会議員及び日光市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市議会議員及び日光市長の選挙における選挙公報発行に関する条例
の一部を改正する条例

日光市議会議員及び日光市長の選挙における選挙公報発行に関する条例（平成 18 年日光市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 18 年日光市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「あり、」の次に「並びに」を加え、「中「3 歳に満たない子のあ
る職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1の17の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をする」に改める。

（日光市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 日光市職員の育児休業等に関する条例（平成18年日光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

（日光市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 日光市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年日光市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

（施行日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の日光市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8

条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年日光市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正
する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場
合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1
日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日光市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例
（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日光市議

会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年日光市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日光市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正

後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

日光市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日光市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年） 2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日光市長等の給与の特例に関する条例（令和 2 年日光市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

日光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（日光市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 日光市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年日光市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを、「100分の58.75」との次に「、100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とを加える。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900

23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300	458, 300
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	

52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		

81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	353, 200					

	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

第2条 日光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「次項」を「次項各号」に改め、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を削り、同条第6項中「55歳を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8

級職員」という。)

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあっては、3,500円）とする。

第8条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の3第1項本文中「から2年」を「から3年」に改め、「異動後の支給割合（」の次に「前条第3項の市規則で定める級地の変更により、」を加え、「改定された場合にあっては、当該改定後」を「変更された場合にあっては、当該変更後」に改め、同項ただし書中「から2年」を「から3年」に改め、同項第1号中「改定された」を「前条第3項の市規則で定める級地の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた」に改め、「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第9条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「という。）」を「という。）」に改め、同条第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(第

1号及び次項」を「(第1号、次項及び第5項)」に改め、「でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第10条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

第10条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項を次のように改める。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第16条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)」を「100分の60」に改める。

第17条の6中「、第8条、第9条、第9条の3及び第9条の4」を「及び第8条」に改める。

第17条の7の見出し中「扶養手当」を「管理職手当」に改め、同条中「、扶養手当」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	

28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		

57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			

86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200						
111		304, 600						
112		304, 900						
113		305, 100						
114		305, 300						

	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

（日光市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 日光市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年日光市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円

3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円

第4条 日光市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を第4項とする。

第10条第1項中「第9条まで、」を「第8条まで及び」に改め、「及び第17条の4」を削り、同条第2項中「及び第17条第2項」を「、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(日光市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 日光市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年日光市条例50号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第4条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

第19条の2第1項中「及び第5条」を削る。

(日光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 日光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年日光市条例271号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ず

つ繰り上げる。

第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

第13条第2項第2号中「午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

第20条中「及び第6条」及び「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条及び第6条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には、適用しない。

(日光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 日光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日光市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0	2 6 1, 3 0 0
2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0	2 6 2, 3 0 0
3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0	2 6 3, 3 0 0
4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0	2 6 4, 3 0 0
5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0	2 6 5, 3 0 0
6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0	2 6 6, 3 0 0

7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0	2 6 7, 3 0 0
8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0	2 6 8, 3 0 0
9	1 9 4, 5 0 0	2 4 2, 0 0 0	2 6 9, 3 0 0
1 0	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 4 0 0	2 7 0, 3 0 0
1 1	1 9 7, 8 0 0	2 4 4, 8 0 0	2 7 1, 3 0 0
1 2	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 2 0 0	2 7 2, 3 0 0
1 3	2 0 1, 0 0 0	2 4 7, 4 0 0	2 7 3, 3 0 0
1 4	2 0 2, 7 0 0	2 4 8, 6 0 0	2 7 4, 3 0 0
1 5	2 0 4, 4 0 0	2 4 9, 8 0 0	2 7 5, 3 0 0
1 6	2 0 6, 1 0 0	2 5 1, 0 0 0	2 7 6, 4 0 0
1 7	2 0 7, 4 0 0	2 5 2, 1 0 0	2 7 7, 4 0 0
1 8	2 0 9, 0 0 0	2 5 3, 2 0 0	2 7 8, 7 0 0
1 9	2 1 0, 6 0 0	2 5 4, 3 0 0	2 8 0, 0 0 0
2 0	2 1 2, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 8 1, 2 0 0
2 1	2 1 3, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0	2 8 2, 5 0 0
2 2	2 1 5, 2 0 0	2 5 7, 4 0 0	2 8 3, 8 0 0
2 3	2 1 6, 8 0 0	2 5 8, 4 0 0	2 8 5, 0 0 0
2 4	2 1 8, 4 0 0	2 5 9, 4 0 0	2 8 6, 2 0 0
2 5	2 2 0, 0 0 0	2 6 0, 4 0 0	2 8 7, 3 0 0
2 6	2 2 1, 7 0 0	2 6 1, 3 0 0	2 8 8, 5 0 0
2 7	2 2 3, 0 0 0	2 6 2, 2 0 0	2 8 9, 8 0 0
2 8	2 2 4, 3 0 0	2 6 3, 1 0 0	2 9 1, 1 0 0
2 9	2 2 5, 6 0 0	2 6 3, 9 0 0	2 9 2, 4 0 0
3 0	2 2 6, 7 0 0	2 6 4, 7 0 0	2 9 3, 4 0 0
3 1	2 2 7, 8 0 0	2 6 5, 5 0 0	2 9 4, 4 0 0
3 2	2 2 8, 9 0 0	2 6 6, 3 0 0	2 9 5, 5 0 0
3 3	2 3 0, 0 0 0	2 6 7, 0 0 0	2 9 6, 6 0 0
3 4	2 3 1, 1 0 0	2 6 7, 8 0 0	2 9 7, 8 0 0
3 5	2 3 2, 2 0 0	2 6 8, 6 0 0	2 9 8, 9 0 0

3 6	2 3 3, 3 0 0	2 6 9, 3 0 0	3 0 0, 1 0 0
3 7	2 3 4, 4 0 0	2 7 0, 0 0 0	3 0 1, 3 0 0
3 8	2 3 5, 4 0 0	2 7 0, 8 0 0	3 0 2, 6 0 0
3 9	2 3 6, 4 0 0	2 7 1, 6 0 0	3 0 3, 9 0 0
4 0	2 3 7, 3 0 0	2 7 2, 3 0 0	3 0 5, 2 0 0
4 1	2 3 8, 2 0 0	2 7 3, 0 0 0	3 0 6, 5 0 0
4 2	2 3 9, 1 0 0	2 7 3, 8 0 0	3 0 7, 8 0 0
4 3	2 3 9, 9 0 0	2 7 4, 6 0 0	3 0 9, 1 0 0
4 4	2 4 0, 7 0 0	2 7 5, 3 0 0	3 1 0, 4 0 0
4 5	2 4 1, 4 0 0	2 7 6, 0 0 0	3 1 1, 7 0 0
4 6	2 4 2, 0 0 0	2 7 6, 7 0 0	3 1 3, 0 0 0
4 7	2 4 2, 6 0 0	2 7 7, 4 0 0	3 1 4, 3 0 0
4 8	2 4 3, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0	3 1 5, 4 0 0
4 9	2 4 3, 8 0 0	2 7 8, 8 0 0	3 1 6, 3 0 0
5 0	2 4 4, 4 0 0	2 7 9, 5 0 0	3 1 7, 6 0 0
5 1	2 4 5, 0 0 0	2 8 0, 2 0 0	3 1 8, 9 0 0
5 2	2 4 5, 5 0 0	2 8 0, 9 0 0	3 2 0, 2 0 0
5 3	2 4 6, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0	3 2 1, 4 0 0
5 4	2 4 6, 4 0 0	2 8 2, 2 0 0	3 2 2, 7 0 0
5 5	2 4 6, 7 0 0	2 8 2, 8 0 0	3 2 3, 9 0 0
5 6	2 4 7, 0 0 0	2 8 3, 5 0 0	3 2 5, 1 0 0
5 7	2 4 7, 3 0 0	2 8 4, 1 0 0	3 2 6, 4 0 0
5 8	2 4 7, 6 0 0	2 8 4, 8 0 0	3 2 7, 5 0 0
5 9	2 4 7, 9 0 0	2 8 5, 4 0 0	3 2 8, 6 0 0
6 0	2 4 8, 2 0 0	2 8 6, 1 0 0	3 2 9, 7 0 0
6 1	2 4 8, 5 0 0	2 8 6, 7 0 0	3 3 0, 4 0 0
6 2	2 4 8, 8 0 0	2 8 7, 4 0 0	3 3 1, 3 0 0
6 3	2 4 9, 1 0 0	2 8 8, 0 0 0	3 3 2, 0 0 0
6 4	2 4 9, 4 0 0	2 8 8, 5 0 0	3 3 2, 8 0 0

6 5	2 4 9, 7 0 0	2 8 9, 0 0 0	3 3 3, 6 0 0
6 6	2 5 0, 0 0 0	2 8 9, 6 0 0	3 3 4, 0 0 0
6 7	2 5 0, 3 0 0	2 9 0, 1 0 0	3 3 4, 6 0 0
6 8	2 5 0, 6 0 0	2 9 0, 7 0 0	3 3 5, 3 0 0
6 9	2 5 0, 9 0 0	2 9 1, 2 0 0	3 3 6, 1 0 0
7 0	2 5 1, 2 0 0	2 9 1, 7 0 0	3 3 6, 8 0 0
7 1	2 5 1, 5 0 0	2 9 2, 3 0 0	3 3 7, 5 0 0
7 2	2 5 1, 8 0 0	2 9 2, 9 0 0	3 3 8, 1 0 0
7 3	2 5 2, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0	3 3 8, 6 0 0
7 4	2 5 2, 4 0 0	2 9 3, 9 0 0	3 3 9, 2 0 0
7 5	2 5 2, 7 0 0	2 9 4, 3 0 0	3 3 9, 7 0 0
7 6	2 5 3, 0 0 0	2 9 4, 6 0 0	3 4 0, 3 0 0
7 7	2 5 3, 3 0 0	2 9 4, 8 0 0	3 4 0, 6 0 0
7 8	2 5 3, 6 0 0	2 9 5, 1 0 0	3 4 1, 1 0 0
7 9	2 5 3, 9 0 0	2 9 5, 3 0 0	3 4 1, 5 0 0
8 0	2 5 4, 2 0 0	2 9 5, 6 0 0	3 4 1, 9 0 0
8 1	2 5 4, 5 0 0	2 9 5, 8 0 0	3 4 2, 3 0 0
8 2	2 5 4, 8 0 0	2 9 6, 0 0 0	3 4 2, 8 0 0
8 3	2 5 5, 1 0 0	2 9 6, 3 0 0	3 4 3, 3 0 0
8 4	2 5 5, 4 0 0	2 9 6, 5 0 0	3 4 3, 8 0 0
8 5	2 5 5, 7 0 0	2 9 6, 8 0 0	3 4 4, 1 0 0
8 6	2 5 6, 0 0 0	2 9 7, 1 0 0	3 4 4, 5 0 0
8 7	2 5 6, 3 0 0	2 9 7, 4 0 0	3 4 4, 9 0 0
8 8	2 5 6, 6 0 0	2 9 7, 7 0 0	3 4 5, 3 0 0
8 9	2 5 6, 9 0 0	2 9 8, 0 0 0	3 4 5, 6 0 0
9 0	2 5 7, 2 0 0	2 9 8, 3 0 0	3 4 6, 0 0 0
9 1	2 5 7, 5 0 0	2 9 8, 6 0 0	3 4 6, 4 0 0
9 2	2 5 7, 8 0 0	2 9 9, 0 0 0	3 4 6, 8 0 0
9 3	2 5 8, 1 0 0	2 9 9, 2 0 0	3 4 7, 0 0 0

9 4		2 9 9, 4 0 0	3 4 7, 4 0 0
9 5		2 9 9, 7 0 0	3 4 7, 8 0 0
9 6		3 0 0, 1 0 0	3 4 8, 2 0 0
9 7		3 0 0, 3 0 0	3 4 8, 4 0 0
9 8		3 0 0, 6 0 0	3 4 8, 8 0 0
9 9		3 0 1, 0 0 0	3 4 9, 2 0 0
1 0 0		3 0 1, 4 0 0	3 4 9, 5 0 0
1 0 1		3 0 1, 6 0 0	3 4 9, 8 0 0
1 0 2		3 0 1, 9 0 0	3 5 0, 2 0 0
1 0 3		3 0 2, 2 0 0	3 5 0, 6 0 0
1 0 4		3 0 2, 5 0 0	3 5 1, 0 0 0
1 0 5		3 0 2, 7 0 0	3 5 1, 5 0 0
1 0 6		3 0 3, 0 0 0	3 5 1, 9 0 0
1 0 7		3 0 3, 3 0 0	3 5 2, 3 0 0
1 0 8		3 0 3, 6 0 0	3 5 2, 7 0 0
1 0 9		3 0 3, 8 0 0	3 5 3, 2 0 0
1 1 0		3 0 4, 2 0 0	3 5 3, 6 0 0
1 1 1		3 0 4, 6 0 0	3 5 3, 9 0 0
1 1 2		3 0 4, 9 0 0	3 5 4, 2 0 0
1 1 3		3 0 5, 1 0 0	3 5 4, 7 0 0
1 1 4		3 0 5, 3 0 0	
1 1 5		3 0 5, 6 0 0	
1 1 6		3 0 6, 0 0 0	
1 1 7		3 0 6, 2 0 0	
1 1 8		3 0 6, 4 0 0	
1 1 9		3 0 6, 7 0 0	
1 2 0		3 0 7, 0 0 0	
1 2 1		3 0 7, 4 0 0	
1 2 2		3 0 7, 6 0 0	

1 2 3		3 0 7, 9 0 0	
1 2 4		3 0 8, 2 0 0	
1 2 5		3 0 8, 5 0 0	

第8条 日光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0	2 6 5, 3 0 0
2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0	2 6 6, 3 0 0
3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0	2 6 7, 3 0 0
4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0	2 6 8, 3 0 0
5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0	2 6 9, 3 0 0
6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0	2 7 0, 3 0 0
7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0	2 7 1, 3 0 0
8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0	2 7 2, 3 0 0
9	1 9 4, 5 0 0	2 4 2, 0 0 0	2 7 3, 3 0 0
1 0	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 4 0 0	2 7 4, 3 0 0
1 1	1 9 7, 8 0 0	2 4 4, 8 0 0	2 7 5, 3 0 0
1 2	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 2 0 0	2 7 6, 4 0 0
1 3	2 0 1, 0 0 0	2 4 7, 4 0 0	2 7 7, 4 0 0
1 4	2 0 2, 7 0 0	2 4 8, 6 0 0	2 7 8, 7 0 0
1 5	2 0 4, 4 0 0	2 4 9, 8 0 0	2 8 0, 0 0 0
1 6	2 0 6, 1 0 0	2 5 1, 0 0 0	2 8 1, 2 0 0
1 7	2 0 7, 4 0 0	2 5 2, 1 0 0	2 8 2, 5 0 0
1 8	2 0 9, 0 0 0	2 5 3, 2 0 0	2 8 3, 8 0 0

1 9	2 1 0, 6 0 0	2 5 4, 3 0 0	2 8 5, 0 0 0
2 0	2 1 2, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0	2 8 6, 2 0 0
2 1	2 1 3, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0	2 8 7, 3 0 0
2 2	2 1 5, 2 0 0	2 5 7, 4 0 0	2 8 8, 5 0 0
2 3	2 1 6, 8 0 0	2 5 8, 4 0 0	2 8 9, 8 0 0
2 4	2 1 8, 4 0 0	2 5 9, 4 0 0	2 9 1, 1 0 0
2 5	2 2 0, 0 0 0	2 6 0, 4 0 0	2 9 2, 4 0 0
2 6	2 2 1, 7 0 0	2 6 1, 3 0 0	2 9 3, 4 0 0
2 7	2 2 3, 0 0 0	2 6 2, 2 0 0	2 9 4, 4 0 0
2 8	2 2 4, 3 0 0	2 6 3, 1 0 0	2 9 5, 5 0 0
2 9	2 2 5, 6 0 0	2 6 3, 9 0 0	2 9 6, 6 0 0
3 0	2 2 6, 7 0 0	2 6 4, 7 0 0	2 9 7, 8 0 0
3 1	2 2 7, 8 0 0	2 6 5, 5 0 0	2 9 8, 9 0 0
3 2	2 2 8, 9 0 0	2 6 6, 3 0 0	3 0 0, 1 0 0
3 3	2 3 0, 0 0 0	2 6 7, 0 0 0	3 0 1, 3 0 0
3 4	2 3 1, 1 0 0	2 6 7, 8 0 0	3 0 2, 6 0 0
3 5	2 3 2, 2 0 0	2 6 8, 6 0 0	3 0 3, 9 0 0
3 6	2 3 3, 3 0 0	2 6 9, 3 0 0	3 0 5, 2 0 0
3 7	2 3 4, 4 0 0	2 7 0, 0 0 0	3 0 6, 5 0 0
3 8	2 3 5, 4 0 0	2 7 0, 8 0 0	3 0 7, 8 0 0
3 9	2 3 6, 4 0 0	2 7 1, 6 0 0	3 0 9, 1 0 0
4 0	2 3 7, 3 0 0	2 7 2, 3 0 0	3 1 0, 4 0 0
4 1	2 3 8, 2 0 0	2 7 3, 0 0 0	3 1 1, 7 0 0
4 2	2 3 9, 1 0 0	2 7 3, 8 0 0	3 1 3, 0 0 0
4 3	2 3 9, 9 0 0	2 7 4, 6 0 0	3 1 4, 3 0 0
4 4	2 4 0, 7 0 0	2 7 5, 3 0 0	3 1 5, 4 0 0
4 5	2 4 1, 4 0 0	2 7 6, 0 0 0	3 1 6, 3 0 0
4 6	2 4 2, 0 0 0	2 7 6, 7 0 0	3 1 7, 6 0 0
4 7	2 4 2, 6 0 0	2 7 7, 4 0 0	3 1 8, 9 0 0

4 8	2 4 3, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0	3 2 0, 2 0 0
4 9	2 4 3, 8 0 0	2 7 8, 8 0 0	3 2 1, 4 0 0
5 0	2 4 4, 4 0 0	2 7 9, 5 0 0	3 2 2, 7 0 0
5 1	2 4 5, 0 0 0	2 8 0, 2 0 0	3 2 3, 9 0 0
5 2	2 4 5, 5 0 0	2 8 0, 9 0 0	3 2 5, 1 0 0
5 3	2 4 6, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0	3 2 6, 4 0 0
5 4	2 4 6, 4 0 0	2 8 2, 2 0 0	3 2 7, 5 0 0
5 5	2 4 6, 7 0 0	2 8 2, 8 0 0	3 2 8, 6 0 0
5 6	2 4 7, 0 0 0	2 8 3, 5 0 0	3 2 9, 7 0 0
5 7	2 4 7, 3 0 0	2 8 4, 1 0 0	3 3 0, 4 0 0
5 8	2 4 7, 6 0 0	2 8 4, 8 0 0	3 3 1, 3 0 0
5 9	2 4 7, 9 0 0	2 8 5, 4 0 0	3 3 2, 0 0 0
6 0	2 4 8, 2 0 0	2 8 6, 1 0 0	3 3 2, 8 0 0
6 1	2 4 8, 5 0 0	2 8 6, 7 0 0	3 3 3, 6 0 0
6 2	2 4 8, 8 0 0	2 8 7, 4 0 0	3 3 4, 0 0 0
6 3	2 4 9, 1 0 0	2 8 8, 0 0 0	3 3 4, 6 0 0
6 4	2 4 9, 4 0 0	2 8 8, 5 0 0	3 3 5, 3 0 0
6 5	2 4 9, 7 0 0	2 8 9, 0 0 0	3 3 6, 1 0 0
6 6	2 5 0, 0 0 0	2 8 9, 6 0 0	3 3 6, 8 0 0
6 7	2 5 0, 3 0 0	2 9 0, 1 0 0	3 3 7, 5 0 0
6 8	2 5 0, 6 0 0	2 9 0, 7 0 0	3 3 8, 1 0 0
6 9	2 5 0, 9 0 0	2 9 1, 2 0 0	3 3 8, 6 0 0
7 0	2 5 1, 2 0 0	2 9 1, 7 0 0	3 3 9, 2 0 0
7 1	2 5 1, 5 0 0	2 9 2, 3 0 0	3 3 9, 7 0 0
7 2	2 5 1, 8 0 0	2 9 2, 9 0 0	3 4 0, 3 0 0
7 3	2 5 2, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0	3 4 0, 6 0 0
7 4	2 5 2, 4 0 0	2 9 3, 9 0 0	3 4 1, 1 0 0
7 5	2 5 2, 7 0 0	2 9 4, 3 0 0	3 4 1, 5 0 0
7 6	2 5 3, 0 0 0	2 9 4, 6 0 0	3 4 1, 9 0 0

7 7	2 5 3, 3 0 0	2 9 4, 8 0 0	3 4 2, 3 0 0
7 8	2 5 3, 6 0 0	2 9 5, 1 0 0	3 4 2, 8 0 0
7 9	2 5 3, 9 0 0	2 9 5, 3 0 0	3 4 3, 3 0 0
8 0	2 5 4, 2 0 0	2 9 5, 6 0 0	3 4 3, 8 0 0
8 1	2 5 4, 5 0 0	2 9 5, 8 0 0	3 4 4, 1 0 0
8 2	2 5 4, 8 0 0	2 9 6, 0 0 0	3 4 4, 5 0 0
8 3	2 5 5, 1 0 0	2 9 6, 3 0 0	3 4 4, 9 0 0
8 4	2 5 5, 4 0 0	2 9 6, 5 0 0	3 4 5, 3 0 0
8 5	2 5 5, 7 0 0	2 9 6, 8 0 0	3 4 5, 6 0 0
8 6	2 5 6, 0 0 0	2 9 7, 1 0 0	3 4 6, 0 0 0
8 7	2 5 6, 3 0 0	2 9 7, 4 0 0	3 4 6, 4 0 0
8 8	2 5 6, 6 0 0	2 9 7, 7 0 0	3 4 6, 8 0 0
8 9	2 5 6, 9 0 0	2 9 8, 0 0 0	3 4 7, 0 0 0
9 0	2 5 7, 2 0 0	2 9 8, 3 0 0	3 4 7, 4 0 0
9 1	2 5 7, 5 0 0	2 9 8, 6 0 0	3 4 7, 8 0 0
9 2	2 5 7, 8 0 0	2 9 9, 0 0 0	3 4 8, 2 0 0
9 3	2 5 8, 1 0 0	2 9 9, 2 0 0	3 4 8, 4 0 0
9 4		2 9 9, 4 0 0	3 4 8, 8 0 0
9 5		2 9 9, 7 0 0	3 4 9, 2 0 0
9 6		3 0 0, 1 0 0	3 4 9, 5 0 0
9 7		3 0 0, 3 0 0	3 4 9, 8 0 0
9 8		3 0 0, 6 0 0	3 5 0, 2 0 0
9 9		3 0 1, 0 0 0	3 5 0, 6 0 0
1 0 0		3 0 1, 4 0 0	3 5 1, 0 0 0
1 0 1		3 0 1, 6 0 0	3 5 1, 5 0 0
1 0 2		3 0 1, 9 0 0	3 5 1, 9 0 0
1 0 3		3 0 2, 2 0 0	3 5 2, 3 0 0
1 0 4		3 0 2, 5 0 0	3 5 2, 7 0 0
1 0 5		3 0 2, 7 0 0	3 5 3, 2 0 0

1 0 6		3 0 3, 0 0 0	3 5 3, 6 0 0
1 0 7		3 0 3, 3 0 0	3 5 3, 9 0 0
1 0 8		3 0 3, 6 0 0	3 5 4, 2 0 0
1 0 9		3 0 3, 8 0 0	3 5 4, 7 0 0
1 1 0		3 0 4, 2 0 0	
1 1 1		3 0 4, 6 0 0	
1 1 2		3 0 4, 9 0 0	
1 1 3		3 0 5, 1 0 0	
1 1 4		3 0 5, 3 0 0	
1 1 5		3 0 5, 6 0 0	
1 1 6		3 0 6, 0 0 0	
1 1 7		3 0 6, 2 0 0	
1 1 8		3 0 6, 4 0 0	
1 1 9		3 0 6, 7 0 0	
1 2 0		3 0 7, 0 0 0	
1 2 1		3 0 7, 4 0 0	
1 2 2		3 0 7, 6 0 0	
1 2 3		3 0 7, 9 0 0	
1 2 4		3 0 8, 2 0 0	
1 2 5		3 0 8, 5 0 0	

(日光市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第9条 日光市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年日光市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第17条第7項中「、第8条、第9条、第9条の3及び第9条の4」を「及び第8条」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条から第6条まで、第8条及び第9条の規定並びに附則第4条から第11条までの規定は、令和7年4月1

日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の日光市一般職の職員の給与に関する条例（附則第3条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の日光市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条及び附則第3条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の日光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第3条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（適用日における特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 第2条 令和6年4月1日（以下この条において「適用日」という。）の前日において日光市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表の特定任期付職員給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して市規則で定める。

（給与の内払）

- 第3条 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日光市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第7条の規定による改正前の日光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 第4条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において日光市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 第5条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるも

のをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第６条 切替日から令和８年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の給与条例（以下「第２条改正後給与条例」という。）第８条の規定の適用については、同条第２項中「（５） 重度心身障害者」とあるのは

「（５） 重度心身障害者

（６） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１万３，０００円」とあるのは「１万１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については、３，０００円とする」とする。

（令和１０年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

第７条 切替日から令和１０年３月３１日までの間における地域手当の月額、第２条改正後給与条例第９条の２第２項及び第３項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、１００分の２０を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。

（切替日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第８条 切替日の前日までに第２条の規定による改正前の給与条例第９条の３第１項に規定する異動のあった職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員を除く。）については、第２条改正後給与条例第９条の３第１項本文中「前条第２項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第２項各号に定める割合又は日光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年日光市条例第 号。以下この条において「令和７年改正条例」という。）附則第７条の市規則で定める割合をいう」と、「前条第２項各号に定める割合をいい」とあるのは「前条第２項各号に定める割合又は令和７年改正条例附則第７条の市規則で定める割合をいい」と、「前条」とあるのは「前条又は令和７年改正条例附則第７条」と、「から３年」とあるのは「から２年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和７年改正条例附則第７条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定

める級地の変更により」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第7条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更」と、同項中

「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」

とあるのは、

「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」

として、同条の規定を適用する。

2 切替日から令和10年3月31日までの間に第2条改正後給与条例第9条の3第1項に規定する異動のあった職員については、同条第1項中「前条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第2項各号に定める割合又は日光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年日光市条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第7条の市規則で定める割合をいう」と、「前条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは「前条第2項各号に定める割合又は令和7年改正条例附則第7条の市規則で定める割合をいい」と、「前条」とあるのは「前条又は令和7年改正条例附則第7条」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第7条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更により」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第7条の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第9条 第2条改正給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（市規則への委任）

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（日光市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 11 条 日光市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年日光市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の表第 17 条の 6 の項を次のように改める。

第 17 条の 6	第 4 条第 3 項から第 9 項まで及び第 8 条	第 8 条、第 9 条の 4 及び第 10 条の 2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

附則別表（附則第 4 条関係）

号給の切替表

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1

1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	

4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		

7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0					
9 5	9 1					
9 6	9 2					
9 7	9 3					
9 8	9 4					
9 9	9 5					
1 0 0	9 6					
1 0 1	9 7					
1 0 2	9 8					
1 0 3	9 9					
1 0 4	1 0 0					

1 0 5	1 0 1					
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

日光市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日光市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 2 条の表救急業務出動手当の項を次のように改める。

救急業務出動手当	救急業務のため出動した職員	出動 1 回につき 300 円 (不搬送の場合は 200 円)
	救急救命士の資格を有し、救急業務のため出動した職員	出動 1 回につき 400 円 (不搬送の場合は 200 円)
	救急業務の本務者を応援するために出動した職員	出動 1 回につき 200 円

第 2 条の表水火災出動手当の項支給額の欄を次のように改める。

出動 1 回につき 300 円 (非火災又は誤報であった場合は 200 円)

第 2 条の表救助業務出動手当の項支給額の欄を次のように改める。

出動1回につき 300円
(救助業務がなかった場合は200円)

第2条の表に次のように加える。

緊急走行運転業務手当	準中型・中型・大型免許を必要とする車両の緊急走行運転業務に従事した職員	出動1回につき 200円
潜水業務手当	潜水業務に従事した職員	出動1回につき 1,000円
救急救命処置業務手当	救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する特定行為の業務に従事した職員	業務1件につき 500円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において市長が定める作業に従事した職員	1日につき 2,160円 を超えない範囲内で市長が定める額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

日光市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市手数料条例の一部を改正する条例

日光市手数料条例（平成18年日光市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表47の項を次のように改める。

47	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（第87条第1項、第87条第4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む）	建築物に関する確認申請手数料（確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等	一の建築物（一の建築物ごとに（1）、（2）の区分に応じ、それぞれ算出して得た額を合算した額）	(1) 床面積	申請部分の床面積の合計が30㎡以下の場合	1件につき	9,000円
					申請部分の床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下の場合	1件につき	16,000円
					申請部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合	1件につき	28,000円
					申請部分の床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下の場合	1件につき	43,000円

	む。)の規定による確認	に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。）	申請部分の床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下の場合		1件につき	66,000円
			申請部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下の場合		1件につき	94,000円
			申請部分の床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下の場合		1件につき	190,000円
			申請部分の床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下の場合		1件につき	310,000円
			申請部分の床面積の合計が50,000㎡を超える場合		1件につき	560,000円
(2) 仕様基準（建築物のエネルギー	一戸建ての住宅	200㎡未満の場合	1件につき	11,000円		
		200㎡以上	1件につき	13,000円		

		一消費		の場合		
		性能の共同住宅	3 0 0 m ² 未 満	1 件につ	2 1, 0	0 0 円
		向上等	の場合			
		に関する法律	3 0 0 m ² 以 上	1 件につ	3 4, 0	0 0 円
		(平成	2, 0			
		27年	0 0 m ²			
		法律第	未 満 の			
		53	場合			
		号) 第	2, 0	1 件につ	5 4, 0	0 0 円
		2条第	0 0 m ² 以 上			
		1項第	5, 0			
		3号に	0 0 m ²			
		規定す	未 満 の			
		る建築	場合			
		物エネ				
		ルギー				
		消費性	5, 0	1 件につ	7 1, 0	0 0 円
		能基	0 0 m ² 以 上 の			
		準)	場合			
	建築設備及び工作物に関する確認申請手数料	建築設備 (小荷物専用昇降機を除く。)	1 基につ	き	1 5, 0	0 0 円
		確認を受けた建築設備の計画の変更	1 基につ	き	8, 0 0	0 円
		小荷物専用昇降機	1 基につ	き	7, 0 0	0 円

		確認を受けた小 荷物専用昇降機 の計画の変更	1 基につ き	6, 0 0 0 円
		工作物	1 基につ き	1 3, 0 0 0 円
		確認を受けた工 作物の計画の変 更	1 基につ き	7, 0 0 0 円

別表 4 9 の項中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条第 4 項又は第 1 8 条第 2 1 項」に、

「

2 0, 0 0 0 円
2 5, 0 0 0 円
3 6, 0 0 0 円
6 3, 0 0 0 円
8 1, 0 0 0 円
1 5 0, 0 0 0 円
2 4 0, 0 0 0 円
4 7 0, 0 0 0 円

」

を

「

2 2, 0 0 0 円
3 2, 0 0 0 円
5 0, 0 0 0 円
7 5, 0 0 0 円
9 7, 0 0 0 円
1 8 0, 0 0 0 円
2 8 0, 0 0 0 円
5 6 0, 0 0 0 円

」

に、

「

24,000円
35,000円
61,000円
78,000円
140,000円
230,000円
460,000円

」

を、

「

27,000円
42,000円
73,000円
93,000円
160,000円
270,000円
550,000円

」

に改める。

別表50の項中「第7条の3第1項」を「第7条の3第4項又は第18条第29項」に改める。

別表91の4の項中「第137条の16第2号」を「第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号」に改め、「移転に関する」を削る。

別表92の項の次に次の1項を加える。

92の2	宅地造成及び特定盛土	宅地造成又は特定	中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000㎡以内の場合	1件につき	3,700円
------	------------	----------	--------------------------------	-------	--------

	等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査	盛土等に関する中間検査手数料	中間検査を行う部分の土地の面積の合計が3,000㎡を超え20,000㎡以内の場合	1件につき	5,600円
			中間検査を行う部分の土地の面積の合計が20,000㎡を超え40,000㎡以内の場合	1件につき	9,400円
			中間検査を行う部分の土地の面積の合計が40,000㎡を超え70,000㎡以内の場合	1件につき	16,000円
			中間検査を行う部分の土地の面積の合計が70,000㎡を超え100,000㎡以内の場合	1件につき	28,000円
			中間検査を行う部分の土地の面積の合計が100,000㎡を超える場合	1件につき	39,000円

別表94の項中、「(平成27年法律第53号)」を削り、

「

9,000円
15,000円
23,000円
37,000円
66,000円
94,000円
190,000円
310,000円
560,000円

」

を、

「

床面積に応じ、4

7の項に規定する
額

」

に改める。

別表95の項中「8,000円」及び「6,000円」を「申請区分に応じ、前項に規定する額」に改める。

別表99の項から104の項を次のように改める。

99	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	(1)工場、倉庫その他これらに類するものとして市長が定めるもの(以下次項において「工場、倉庫等」という。)の用途に供する建築物	モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項において同じ。)であつて、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	18,000円
					申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき	25,000円
					申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	35,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	89,000円

					m ² 未満の場合		
					申請する床面積の合計が5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満の場合	1件につき	130,000円
					申請する床面積の合計が10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満の場合	1件につき	160,000円
					申請する床面積の合計が25,000 m ² 以上の場合	1件につき	200,000円
				イ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項	申請する床面積の合計が300 m ² 未満の場合	1件につき	21,000円
					申請する床面積の合計が300 m ² 以上1,000 m ² 未満の場合	1件につき	29,000円

				及び次項において同じ。)を	0 0 m ² 未満の場合		
				用いた建築物	申請する床面積の合計	1 件につき	4 0, 0 0 0 円
				エネルギー消費性能適合性判定	が 1, 0 0 0 m ² 以上 2, 0 0 0 m ² 未満の場合		
					申請する床面積の合計	1 件につき	9 5, 0 0 0 円
					が 2, 0 0 0 m ² 以上 5, 0 0 0 m ² 未満の場合		
					申請する床面積の合計	1 件につき	1 4 0, 0 0 0 円
					が 5, 0 0 0 m ² 以上 1 0, 0 0 0 m ² 未満の場合		
					申請する床面積の合計	1 件につき	1 7 0, 0 0 0 円
					が 1 0, 0 0 0 m ² 以上 2 5, 0 0 0 m ² 未満の場合		

				場合		
				申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	210,000円
			(2) 非住宅部分を工場、倉庫等以外の用途に供する建築物	ア モデル建築物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき82,000円
					申請する床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の場合	1件につき100,000円
					申請する床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき130,000円
					申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき220,000円

					合		
					申請する床面積の合計が5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満の場合	1件につき	290,000円
					申請する床面積の合計が10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満の場合	1件につき	340,000円
					申請する床面積の合計が25,000 m ² 以上の場合	1件につき	400,000円
				イ 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請する床面積の合計が300 m ² 未満の場合	1件につき	236,400円
					申請する床面積の合計が300 m ² 以上1,000 m ² 未満	1件につき	296,200円

						の場合		
						申請する床面積の合計が1,000 m ² 以上2,000 m ² 未満の場合	1件につき	380,000円
						申請する床面積の合計が2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満の場合	1件につき	531,700円
						申請する床面積の合計が5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満の場合	1件につき	658,800円
						申請する床面積の合計が10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満の場合	1件につき	777,700円

		申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	884,000円
(3) 住宅部分を一戸建ての住宅の用途に供する建築物	ア 性能基準(建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	32,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	36,000円
	イ 性能基準・仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	24,000円
		申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	26,000円
(4) 住宅部分を共同住宅の	ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合判	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	65,000円

				用途に 供する 建築物	定	申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の場合	1件につき	100,000円
						申請する床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	1件につき	180,000円
						申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	260,000円
					イ 性能基準・仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	48,000円
						申請する床面積の合計が300㎡以上2,000㎡の場合	1件につき	80,000円
						申請する床	1件につき	140,

					面積の合計が2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満の場合	き	000円
					申請する床面積の合計が5,000 m ² 以上の場合	1件につき	200,000円
100	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネ	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	(1) 工場、倉庫等の用途に供する建築物	ア モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(1)アに規定する額の2分の1に相当する額		
				イ 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(1)イに規定する額の2分の1に相当する額		
			(2) 非住宅部分を工場、倉庫	ア モデル建物法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(2)アに規定する		

ルギー消費性能適合性判定又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に該当していることの証明	等以外の用途に供する建築物		額の2分の1に相当する額
		イ 標準入力法・主要室入力法を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(2)イに規定する額の2分の1に相当する額
	(3) 住宅部分を一戸建ての住宅の用途に供する建築物	ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(3)アに規定する額の2分の1に相当する額
		イ 性能基準・仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(3)イに規定する額の2分の1に相当する額
	(4) 住宅部分を共同住宅の用途に	ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積に応じ、前項(4)アに規定する額の2分

				供する 建築物			の 1 に相 当する額
					イ 性能基準・仕様基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定		床面積に 応じ、前項 (4)イに 規定する 額の 2 分 の 1 に相 当する額
1 0 1	削除						
1 0 2	削除						
1 0 3	削除						
1 0 4	建築物の エネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する	(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー	一の建築物全体の 場合（一の建築物ごとにアからウまでの区分に応じ、それぞれ算出して得た額を合算した額）（建築物エネルギー	ア 住宅部分（イに係るものを除く。） イ 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能誘導基	1 件につき 1 件につき 1 件につき 1 件につき	4, 7 0 0 円 9, 0 0 0 円 1 8, 0 0 0 円 4 1, 0 0 0 円

		審査	ギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの設計一次エネルギー消費量の算定を、建築物エネルギー消費量の算定を、省令第4条第3項第2号の数値とした場合にあっては共用部分の床面積を	準に以上5,000㎡未満の場合		
				かどうか申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	74,000円

			導基 準」 とい う。 ）に 適合 して いる 旨を 証す る書 類 （登 録建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能判 定機 関又 は登 録住 宅性 能評 価機 関が 交付	除 く。）			
				ウ 非 住宅 部分	申請する床面 積の合計が3 0 0 m ² 未満の 場合	1 件につ き	9, 0 0 0 円
					申請する床面 積の合計が3 0 0 m ² 以上 1, 0 0 0 m ² 未満の場合	1 件につ き	1 5, 0 0 0 円
					申請する床面 積の合計が 1, 0 0 0 m ² 以上2, 0 0 0 m ² 未満の場 合	1 件につ き	2 5, 0 0 0 円
					申請する床面 積の合計が 2, 0 0 0 m ² 以上5, 0 0 0 m ² 未満の場 合	1 件につ き	7 4, 0 0 0 円
					申請する床面 積の合計が 5, 0 0 0 m ² 以上1 0, 0 0 0 m ² 未満の 場合	1 件につ き	1 1 0, 0 0 0 円

					申請する床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	1件につき	140,000円	
					申請する床面積の合計が25,000㎡以上の場合	1件につき	180,000円	
	(2)	一の建築物全体の場合(一の建築物ごとにアからエまでの区分に応じ、それぞれ算出して得た額を合算した額)	アの住宅部分に係るものを建築除き、性能基準を用いるものに限る。)誘導	性能基準を用いる性能適合性判定	申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	32,000円	
					申請する床面積の合計が200㎡未満の場合	1件につき	36,000円	
					誘導	申請する床面積の合計が200㎡以上の場合	1件につき	16,000円

						仕 様	る 床 面	き	0 0 円
						基 準	積 の 合		
						を 用	計 が 2		
						い た	0 0 m ²		
						建 築	未 満 の		
						物 エ	場 合		
						ネ ル	申 請 す	1 件 に つ	1 8, 0
						ギ ー	る 床 面	き	0 0 円
						消 費	積 の 合		
						性 能	計 が 2		
						適 合	0 0 m ²		
						性 判	以 上 の		
						定	場 合		
						誘 導	申 請 す	1 件 に つ	2 4, 0
						性 能	る 床 面	き	0 0 円
						基	積 の 合		
						準・誘	計 が 2		
						導 仕	0 0 m ²		
						様 基	未 満 の		
						準 を	場 合		
						用 い	申 請 す	1 件 に つ	2 6, 0
						た 建	る 床 面	き	0 0 円
						築 物	積 の 合		
						エ ネ	計 が 2		
						ル ギ	0 0 m ²		
						一 消	以 上 の		
						費 性	場 合		
						能 適			
						合 性			
						判 定			

					イ 共誘導申請す	1件につ	65,0
					同住性能る床面	き	00円
					宅等基準積の合		
					の部を用計が3		
					分(性いた00㎡		
					能基建築未満の		
					準を物エ場合		
					用いネル申請す	1件につ	100,
					るもギーる床面	き	000円
					のに消費費積の合		
					限性能計が3		
					る。)適合00㎡		
					(建性判以上2,		
					築物定000		
					エネ㎡未満		
					ルギーの場合		
					一消費性誘導基	申請す	180,
					準に適合する	る床面	000円
					かどうかの設	き積の合	
					計一	計が2,	
					次エ	000	
					ネル	㎡以上	
						5,00	
						0㎡未	
						満の場	
						合	
					申請す	1件につ	260,
					る床面	き	000円
					積の合		

						ギ ー	計が5,		
						消 費	0 0 0		
						量 の	m ² 以上		
						算 定	の場合		
						を、省誘 導申請す	1 件につ	3 1, 0	
						令 第仕 様る床面	き	0 0 円	
						4 条基 準積の合			
						第 3を 用計が3			
						項 第い た0 0 m ²			
						2 号建 築未満の			
						の 数物 エ場合			
						値 とネ ル申請す	1 件につ	5 3, 0	
						したギ ーる床面	き	0 0 円	
						場 合消 費積の合			
						にあ性 能計が3			
						っ て適 合0 0 m ²			
						は 共性 判以上2,			
						用 部定 0 0 0			
						分 の m ² 未満			
						床 面	の場合		
						積 を	申請す	1 件につ	9 7, 0
						除	る床面	き	0 0 円
						く。)	積の合		
							計が2,		
							0 0 0		
							m ² 以上		
							5, 0 0		
							0 m ² 未		
							満 の 場		

							合		
							申請する床面積の合計が5,000㎡以上の場合	1件につき	140,000円
						誘導性能基準・誘導仕様様準	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	48,000円
						用いた建築物エネルギー消費性適合性判定	申請する床面積の合計が300㎡未満の場合	1件につき	80,000円
							申請する床面積の合計が2,000	1件につき	140,000円

		m ² 以上 5,000 m ² 未満の場合		
		申請する床面積の合計が5,000 m ² 以上の場合	1件につき	200,000円
ウ	非住宅部分（モ	申請する床面積の合計が300 m ² 未満の場合	1件につき	82,000円
デル	建物（建築物	申請する床面積の合計が300 m ² 以上1,000 m ² 未満の場合	1件につき	100,000円
ルギ	一消費性	申請する床面積の合計が1,000 m ² 以上2,000 m ² 未満の場合	1件につき	130,000円
あ	て、市	申請する床面積の合計が	1件につき	220,000円

					長 が 2, 0 0 0 m ² 指 定 以上 5, 0 0 す る 0 m ² 未 満 の 場 も の 合		
					を い 申 請 する 床 面 う。次 積 の 合 計 が 項 に 5, 0 0 0 m ² お い 以上 1 0, 0 て 同 0 0 m ² 未 満 の じ。) 場 合	1 件 に つ き	2 9 0, 0 0 0 円
					を 用 申 請 する 床 面 い る 積 の 合 計 が 1 も の 0, 0 0 0 m ² に 限 以上 2 5, 0 る。) 0 0 m ² 未 満 の 場 合	1 件 に つ き	3 4 0, 0 0 0 円
					申 請 する 床 面 積 の 合 計 が 2 5, 0 0 0 m ² 以 上 の 場 合	1 件 に つ き	4 0 0, 0 0 0 円
				エ 非 住 宅 部 分 (標	申 請 する 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 m ² 未 満 の 場 合	1 件 に つ き	2 3 6, 4 0 0 円
				準 入 力 法・ 主 要 室 入 力 法	申 請 する 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 m ² 以 上 1, 0 0 0 m ² 未 満 の 場 合	1 件 に つ き	2 9 5, 2 0 0 円

				(建築物積の合計が エネ1,000㎡ ルギ以上2,000㎡未満の場合 一消0㎡未満の場合 費性合	申請する床面積1件につき	380,000円
				能誘導準であつて、市長が合	申請する床面積1件につき	531,700円
				指定するものを用いるものに	申請する床面積1件につき	658,800円
				おいでじ。)を用いるものに	申請する床面積1件につき	777,700円
				に限る。)	申請する床面積1件につき	884,000円
2	1	の申請に併せて行う建築基準法第6条第			1件につき	床面積(建

		1 項に規定する建築基準関係規定に適合する かどうかの審査	建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積 2 分の 1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模な修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該計画変更に係る部分の床面積の 2 分の 1)
--	--	--	--

			の合計に 応じ、94 の項1に 規定する 額
--	--	--	------------------------------------

別表105の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「イ 計画の認定を受けた共同住宅等の部分」を「イ 新たに計画の認定を受けた共同住宅等の部分」に、

「

前項(1)イに規定 する額の2分の1 に相当する額
前項(1)ウに規定 する額の2分の1 に相当する額
前項(1)に規定す る額
前項(2)アに規定 する額の2分の1 に相当する額
前項(2)イに規定 する額の2分の1 に相当する額
前項(2)ウに規定 する額の2分の1 に相当する額
前項(2)エに規定 する額の2分の1 に相当する額
前項(2)に規定す

る額

」

を

「

床面積に応じ、前 項(1)イに規定す る額の2分の1に 相当する額
床面積に応じ、前 項(1)ウに規定す る額の2分の1に 相当する額
床面積に応じ、前 項(1)ア又はイに 規定する額
床面積に応じ、前 項(2)アに規定す る額の2分の1に 相当する額
床面積に応じ、前 項(2)イに規定す る額の2分の1に 相当する額
床面積に応じ、前 項(2)ウに規定す る額の2分の1に 相当する額
床面積に応じ、前 項(2)エに規定す

る額の 2 分の 1 に 相当する額
床面積に応じ、前 項(2)ア、イ、ウ又 はエに規定する額

」

に、「94の項2」を「床面積に応じ、94の項2」に改める。

別表106の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

日光市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

日光市文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市文化会館条例の一部を改正する条例

日光市文化会館条例（平成 18 年日光市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表日光市藤原総合文化会館の項を削る。

第 4 条の表日光市藤原総合文化会館の項を削る。

別表中「1 日光市今市文化会館使用料」を「日光市今市文化会館使用料」に改め、同表のうち 2 日光市藤原総合文化会館使用料の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（日光市障がい者等の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正）

2 日光市障がい者等の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成 22 年日光市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表日光市藤原総合文化会館の項を削る。

日光市霧降スケートセンター条例及び日光市細尾ドームリンク条例の一部を
改正する条例の制定について

日光市霧降スケートセンター条例及び日光市細尾ドームリンク条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市霧降スケートセンター条例及び日光市細尾ドームリンク条例の一部を
改正する条例

（日光市霧降スケートセンター条例の一部改正）

第 1 条 日光市霧降スケートセンター条例（平成 18 年日光市条例第 117 号）の一部を
次のように改正する。

第 7 条中「という。）」の次に「の間で教育委員会が定める期間」を加える。

（日光市細尾ドームリンク条例の一部改正）

第 2 条 日光市細尾ドームリンク条例（平成 18 年日光市条例第 118 号）の一部を次の
ように改正する。

第 7 条第 1 項中「毎年 10 月 10 日」を「毎年 10 月 20 日」に、「（以下「冬期間」
という。）」を「の間で教育委員会が定める期間」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条第 1 項中「冬期間においては別表第 1 の、夏期間においては別表第 2」を「別
表」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条を第 11 条とする。

第 13 条第 2 項中「冬期間」を「滑走期間」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条を第 13 条とし、第 15 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改め、「(冬期間)」を削り、同表を別表とする。

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日光市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

日光市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

（日光市コミュニティセンター条例の一部改正）

第1条 日光市コミュニティセンター条例（平成18年日光市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条の表日光市川治地区コミュニティセンターの項を削る。

（日光市集会所条例の一部改正）

第2条 日光市集会所条例（平成18年日光市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

日光市湯西川下地区集会所	日光市湯西川168番地7
--------------	--------------

」

を削る。

（日光市集会施設条例の一部改正）

第3条 日光市集会施設条例（平成18年日光市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条の表日光市とちぎ日光材細尾モデルセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日光市休養施設条例の一部を改正する条例の制定について

日光市休養施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市休養施設条例の一部を改正する条例

日光市休養施設（平成 18 年日光市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。
別表のうち 1 宿泊料の表を次のように改める。

1 宿泊施設使用料

区分	単位	使用料
中学生以上	1 人 1 泊につき	22,000 円
小学生		16,500 円
幼児（3 歳以上小学生未満）		11,000 円
幼児（3 歳未満）		無料

備考

- 1 使用者には、日光市税条例（平成 18 年日光市条例第 57 号。以下「税条例」という。）に基づく入湯税を課する。
- 2 次に掲げる日に宿泊する場合は、宿泊施設使用料の 5 割を超えない範囲で加算することができる。
 - （1） 7 月 15 日から 8 月 31 日までの日及び 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日までの日
 - （2） 前号に掲げる日のほか、繁忙日として市長が別に定める日
- 3 使用者が宿泊の予約を取り消した場合は、規則で定める違約金を徴収することが

できる。

別表のうち２ 入浴料の表中「入浴料」を「入浴施設使用料」に改め、同表備考中「入浴者」を「使用者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和７年７月１日より施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(日光市障がい者等の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正)

- 3 日光市障がい者等の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成２２年日光市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表日光市休養施設国民宿舎「かじか荘」の項中「入浴料」を「入浴施設使用料」に改める。

日光市庚申山荘条例の一部を改正する条例の制定について

日光市庚申山荘条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市庚申山荘条例の一部を改正する条例

日光市庚申山荘条例(平成 18 年日光市条例第 250 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び観光宿泊施設」を「の場並びに登山者の休憩施設及び避難所」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（管理）

第 3 条 山荘は、市長が管理する。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「を使用しようとする者は、使用する際に次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。」を「の使用料は無料とする。」に改め、同項中各号を削り、同条第 2 項を削り、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用の制限）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、山荘の使用を拒み、又は退去を命じることができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

（2） 山荘の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（3） その他管理上支障があると認められるとき。

第 6 条を次のように改める。

（損害賠償義務）

第6条 山荘を使用する者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(日光市庚申山荘条例の特例に関する条例の廃止)

2 日光市庚申山荘条例の特例に関する条例（平成25年日光市条例第8号）は、廃止する。

日光市足尾銅山観光公園条例の一部を改正する条例の制定について

日光市足尾銅山観光公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市足尾銅山観光公園条例の一部を改正する条例

日光市足尾銅山観光公園条例（平成18年日光市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

公園施設	日光市足尾銅山観光売店
	日光市足尾銅山観光食堂

」

を

「

公園施設	日光市足尾銅山観光売店
	日光市足尾銅山観光食堂
	日光市足尾銅山観光ふれあい館

」

に改める。

第18条を第23条とし、第17条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第18条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に

公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合（以下「指定管理者が管理する場合」という。）は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用期間及び利用時間を変更することができる。

3 指定管理者が管理する場合は、第6条、第8条から第10条まで及び第14条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第19条 前条の規定により指定管理者が管理する場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 公園における行為の許可に関する業務
- （2） 公園の利用に係る料金（以下「利用料金という。」）に関する業務
- （3） 公園の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- （4） 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- （5） 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

（利用料金）

第20条 第11条及び第17条第2項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する場合にあつては、入坑者、行為者及び占用使用者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- （1） 入坑者 別表第1に掲げる額
- （2） 行為者 別表第2に掲げる額
- （3） 占用使用者 別表第3に掲げる額

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

（利用料金の減免）

第21条 指定管理者が管理する場合において、指定管理者は、公園の使用が第12条各号のいずれかに該当すると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第22条 第13条の規定にかかわらず、指定管理者が管理する場合において、既納の利用料金は、還付しない。ただし、第13条各号のいずれかに該当すると認めたときは、

その全部または一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(日光市活性化センター条例の廃止)

- 2 日光市活性化センター条例（平成 1 8 年日光市条例第 2 1 7 号）は、廃止する。

(日光市障がい者等の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正)

- 3 日光市障がい者等の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成 2 2 年日光市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表日光市銅ふれあい館の項を削る。

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
の一部を改正する条例

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 18 年日光市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

第 1 条中「及び災害の発生」を削る。

第 2 条第 2 号中「たい積」を「堆積」に改める。

第 3 条第 1 項中「、土砂等の埋立て等」を「、特定事業」に改め、「及び災害の発生」を削り、同条第 3 項及び第 4 項中「土砂等の埋立て等」を「特定事業」に改める。

第 4 条中「、土砂等の埋立て等」を「、特定事業」に改め、「及び災害の発生」を削る。

第 5 条中「土砂等の埋立て等」を「特定事業」に改め、「及び災害の発生」を削る。

第 6 条中「及び災害の発生」を削る。

第 7 条第 1 項中「土砂等の埋立て等」を「特定事業」に改め、同条第 3 項中「土砂等の埋立て等を行う者」を「特定事業を行う者」に改める。

第 8 条から第 11 条までを次のように改める。

（特定事業の届出）

第8条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、当該特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業

(3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業

(4) 土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業

(5) 非常災害のために必要な応急処置として行う特定事業

(6) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う500平方メートル未満の特定事業

(7) 農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者又は耕作者が行う500平方メートル未満の特定事業

(8) 宅地の分譲又は集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設、その他これらに類する施設の建築を目的として行う500平方メートル未満の特定事業

(9) 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）で、栃木県内で発生した土砂等による500平方メートル未満の堆積の場合

(10) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの

2 前項の規定による届出が必要な特定事業に使用される土砂等は、栃木県内で発生したものであり、その土砂等の発生場所から直接搬入されるものでなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（特定事業に係る土地所有者の同意）

第9条 前条第1項の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定事業区域内の土地所有者に対し、当該届出に係る特定事業の計画について説明し、その同意を得なければならない。

(周辺住民等への周知等)

第10条 第8条第1項の届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、周辺住民等に対し、当該届出に係る特定事業の計画について説明又は周知しなければならない。

2 届出事業者は、前項の規定による説明又は周知を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第11条 届出事業者は、当該届出に係る特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 届出事業者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第12条から第17条までを削る。

第18条中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条を第12条とする。

第19条第1項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に、「採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した」を「規則で定めるところにより、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条を第13条とする。

第20条の見出しを「（定期検査の報告等）」に改め、同条第1項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に、「を行わなければ」を「又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

第20条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「前項の規定によるもののほか、当該届出」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第14条とする。

第21条中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に、「第19条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第22条第1項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条第2項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条を第16条とする。

第23条中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条を第17条とする。

第24条第1項中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

第24条第3項を削り、同条を第18条とする。

第25条から第29条までを削る。

第30条第1項中「土砂等の埋立て等」を「特定事業」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第8条第2項の規定に違反して土砂等の搬入を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部又は一部を撤去することを命ずることができる。

第30条第4項から第6項までを削り、同条を第19条とする。

第31条を第20条とする。

第32条中「許可事業者」を「届出事業者」に、「当該許可」を「当該届出」に、「第24条第1項」を「第18条第1項」に改め、「若しくは第25条第2項の規定による廃止の届出」及び「又は第29条第1項の規定による許可の取消しを受けた日」を削り、同条を第21条とする。

第33条第1項中「現場管理責任者」を「特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）」に改め、「及び災害の発生」を削り、同条を第22条とする。

第34条を削る。

第35条第1項中「、土砂等の埋立て等を行う者」の次に「（土砂等を特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をするを助けた者を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第23条とする。

第36条を削り、第37条を第24条とする。

第38条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第19条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号を削り、同条を第25条とする。

第39条第6号中「第35条第1項」を「第23条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第35条第1項」を「第23条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第20条第1項」を「第14条第1項」に、「行わなかった者」を「行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第19条第2項又は第20条第3項」を「第13条第2項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第19条第1項」を「第13条第1項」に、「同項に規定する事項」を「これに記載すべき事項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第18条」を「第12条」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- （1） 第8条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者

第39条を第26条とする。

第40条第1号中「第17条第5項、第24条第1項、第25条第2項又は第28条第2項」を「第11条第2項又は第18条第1項」に改め、同条第2号中「第32条」を「第21条」に改め、同条を第27条とする。

第41条を第28条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第11条第1項及び第15条から第35条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定によりされている許可の申請は、改正後の日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第8条第1項の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第9条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第30条第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第29条第1項又は第30条第3項から第6項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第17条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第26条第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第36条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。

日光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び日光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び日光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び日光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（日光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 日光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年日光市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

(日光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 日光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日光市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第7条の3第2項」を削り、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年） 2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年日光市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 10 項」を「第 2 条第 11 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 日光市情報システム標準化対応機器購入事業 |
| 2 取得する財産 | サーバ等機器 一式 |
| 3 納入場所 | 日光市役所本庁舎 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 取得価格 | 26,378,770 円 |
| 6 契約の相手方 | 宇都宮市鶴田町 1758 番地
株式会社 T K C
代表取締役社長 飯塚 真規 |

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

- | | |
|----------|---|
| 1 事業名 | 中学校教師用指導書・教科書購入事業 |
| 2 取得する財産 | 中学校教師用指導書及び教科書 781 冊 |
| 3 納入場所 | 日光市内中学校 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 取得価格 | 20,634,931 円 |
| 6 契約の相手方 | 日光市今市本町 21 番地 3
有限会社文賞堂
代表取締役 星野 裕正 |

財産の処分について

次の財産を処分するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

1 財産の表示

種別	地目	面 積	所 在
土地	雑種地	24, 265 m ²	日光市瀬尾 1640 番地 35

2 処分金額 141, 464, 950 円

3 処分の目的 日光市瀬尾工業用地の売却

4 相手方 栃木県小山市大字卒島 743 番地 1

小林酒造株式会社

代表取締役 小林 正樹

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

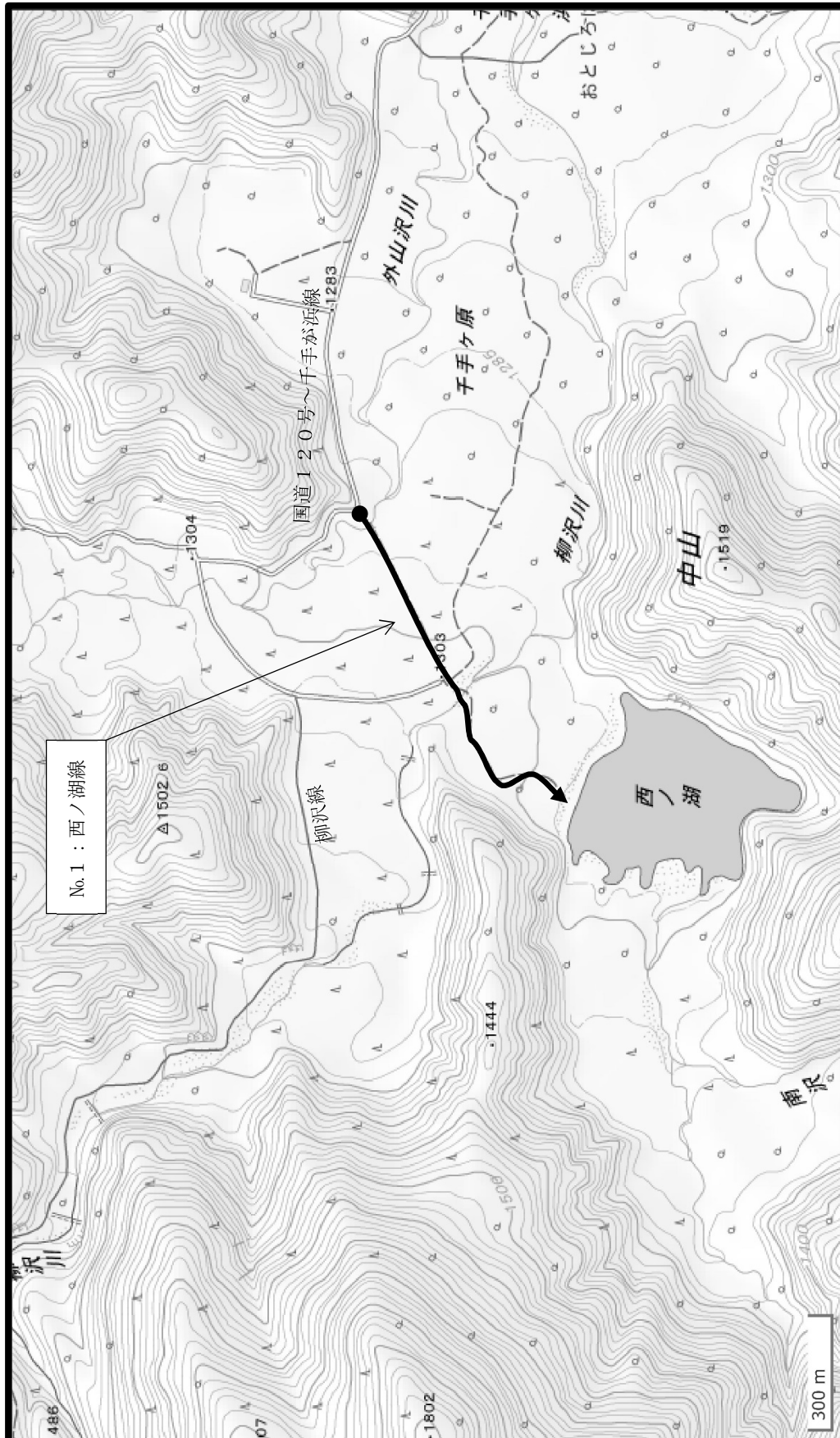
令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

No.	路 線 名	起 点	終 点	備 考
1	西ノ湖線	日光市奥日光国有林 1036 林班先	日光市奥日光国有林 1013 林班先	
2	柳沢線	日光市奥日光国有林 1036 林班先	日光市奥日光国有林 1018 林班先	
3	弓張～ 湯滝線	日光市奥日光国有林 1033 林班先	日光市奥日光国有林 1063 林班先	
4	国道 120 号～ 光徳牧場線	日光市日光 2493 番先	日光市日光 2493 番先	
5	赤沼～ 湯川線	日光市奥日光国有林 1104 林班先	日光市奥日光国有林 1062 林班先	
6	三本松～ 志津小屋線	日光市日光 2493 番先	日光市日光 2487 番先	
7	御沢線	日光市日光 2492 番 2 先	日光市日光 2492 番 1 先	
8	湯殿橋～ 太郎山 1 号線	日光市日光 2491 番先	日光市日光 2491 番先	
9	志津小屋～ 富士見峠線	日光市日光 2473 番先	日光市日光 2474 番先	
10	野州原線	日光市奥日光国有林 16 林班先	日光市奥日光国有林 1131 林班先	
11	裏見滝 2 号線	日光市奥日光国有林 17 林班先	日光市奥日光国有林 17 林班先	

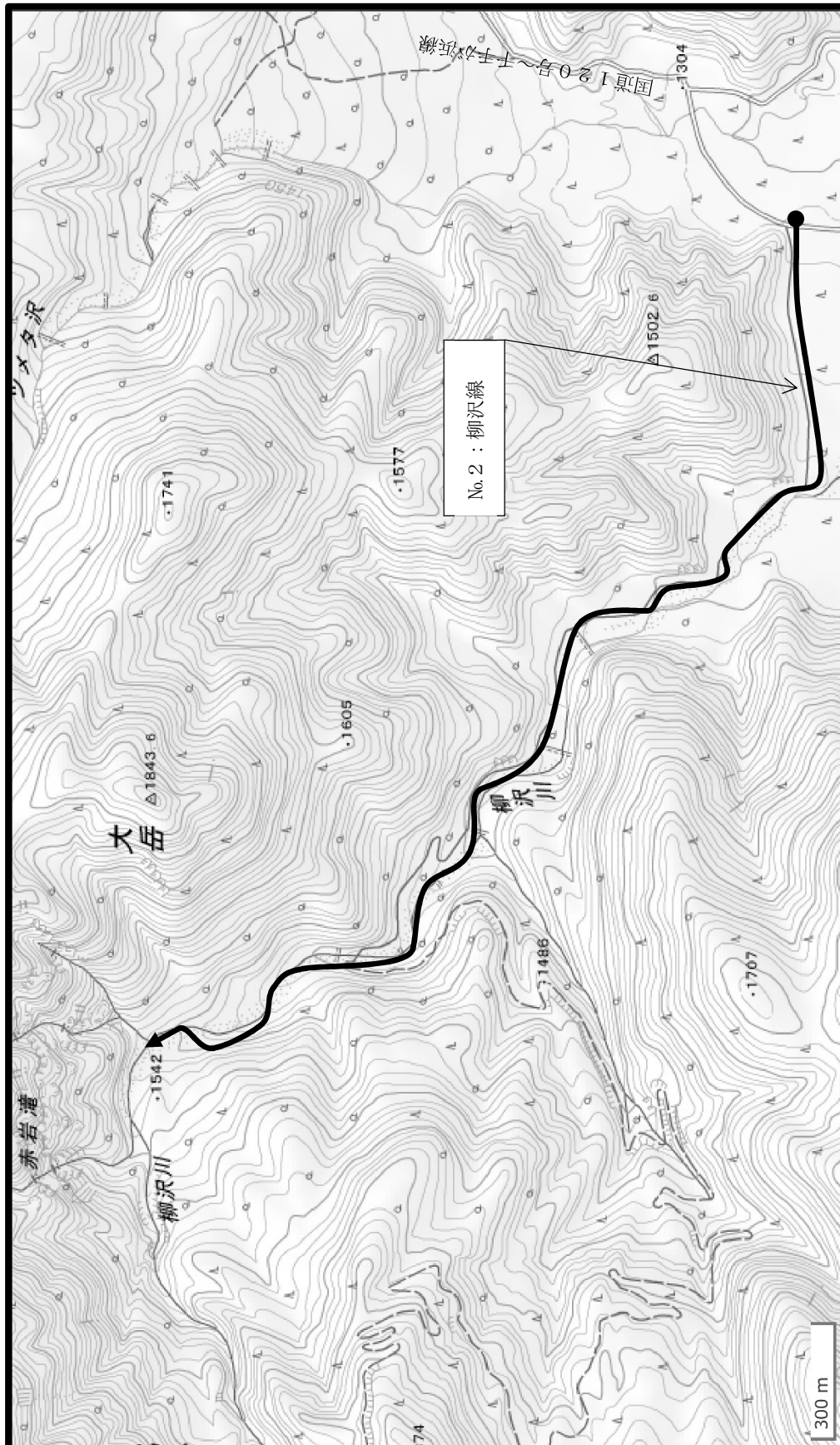
No.1：西ノ湖線

廃止路線図



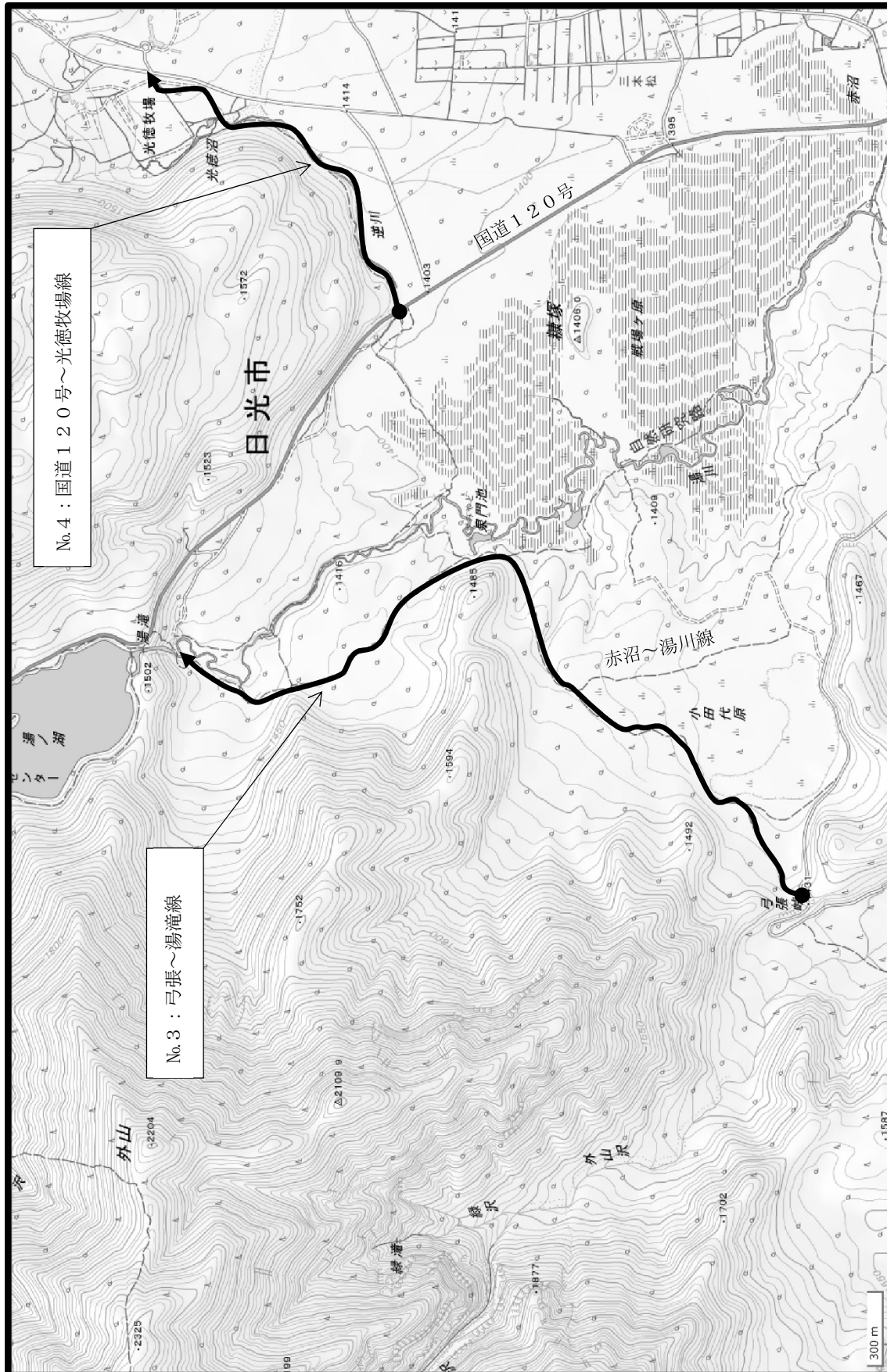
No. 2 : 柳沢線

廃止路線図



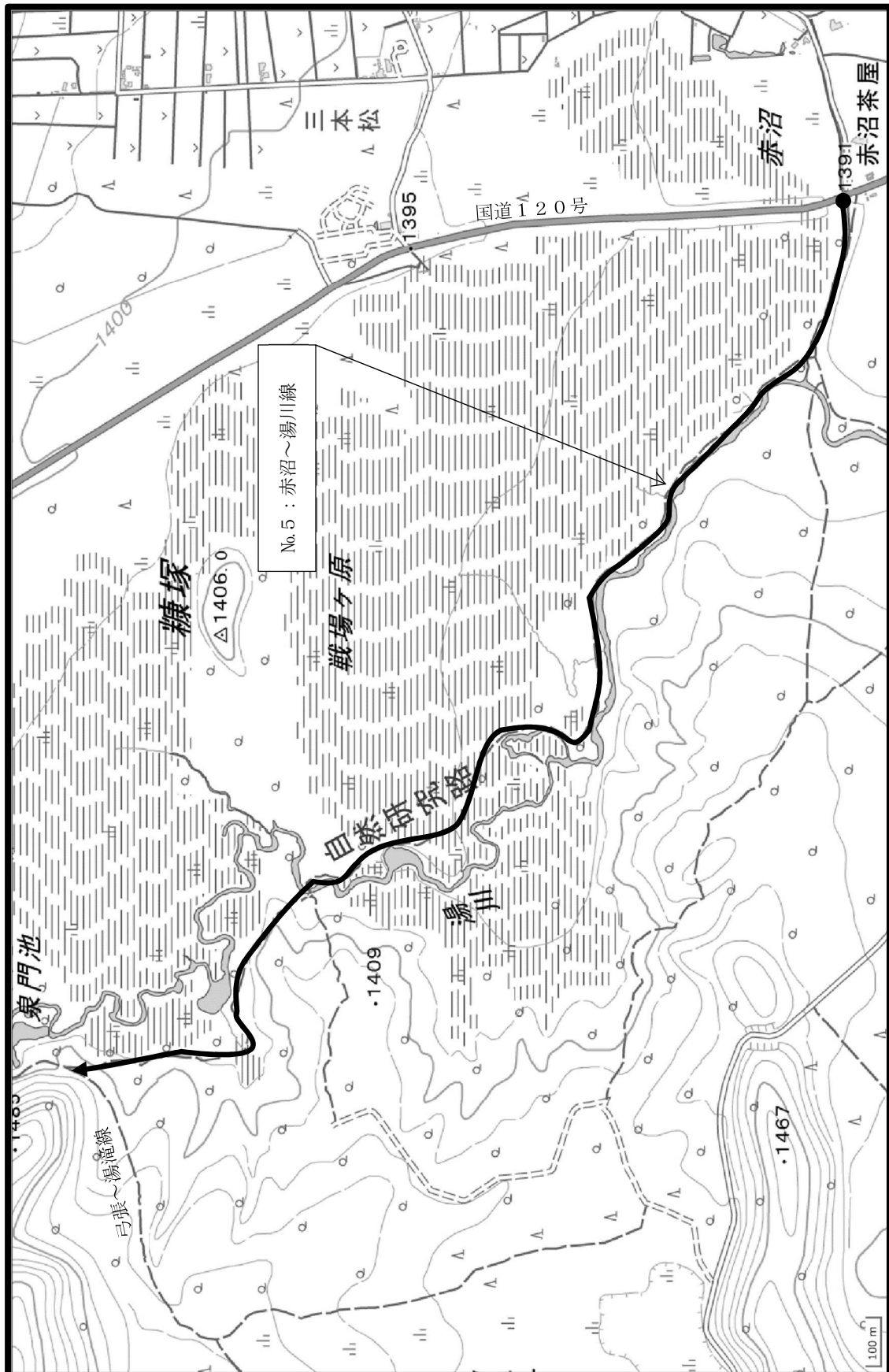
No.3 : 弓張～湯滝線・No.4 : 国道120号～光徳牧場線

廃止路線図



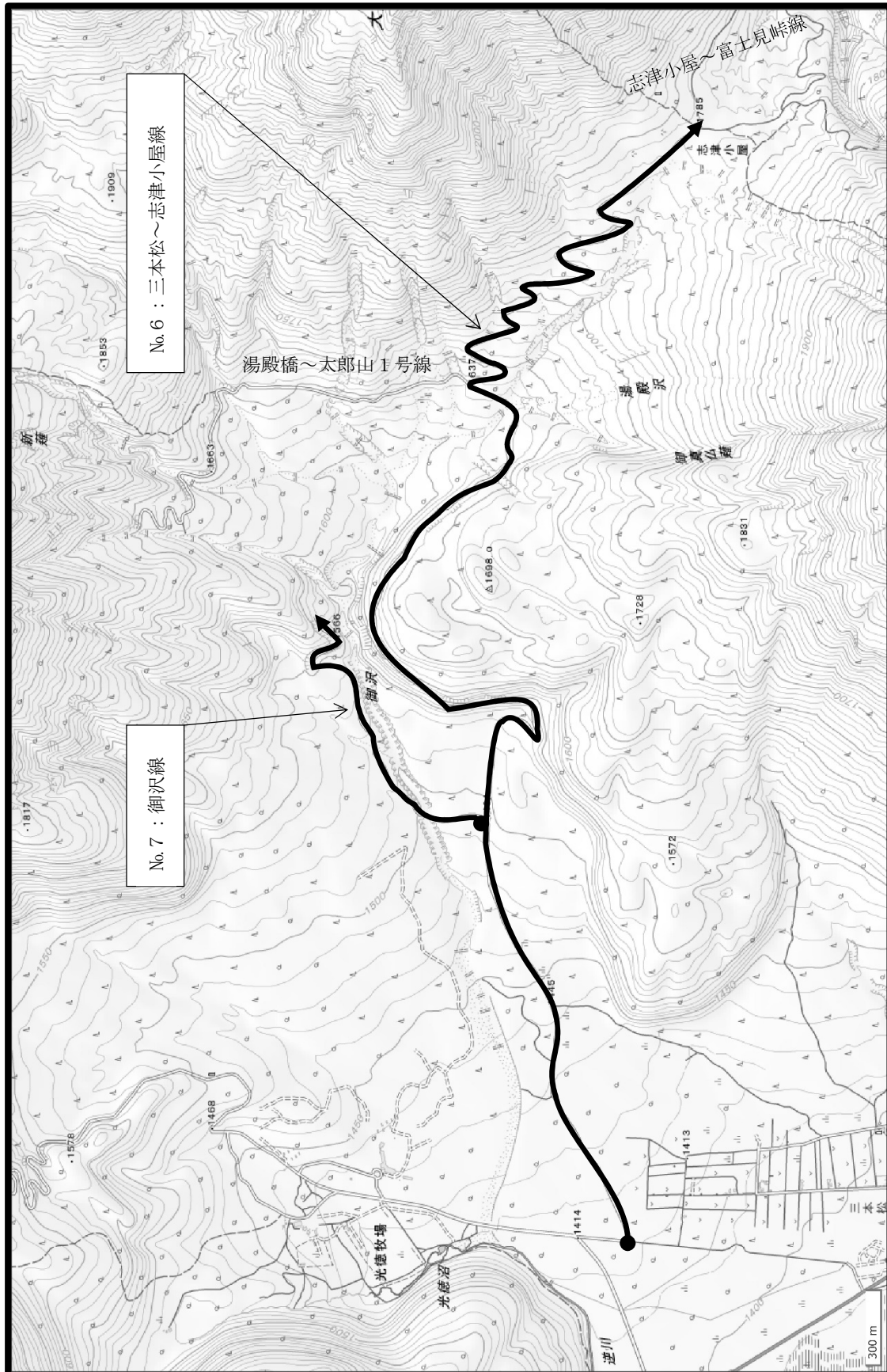
No. 5 : 赤沼～湯川線

廃止路線図



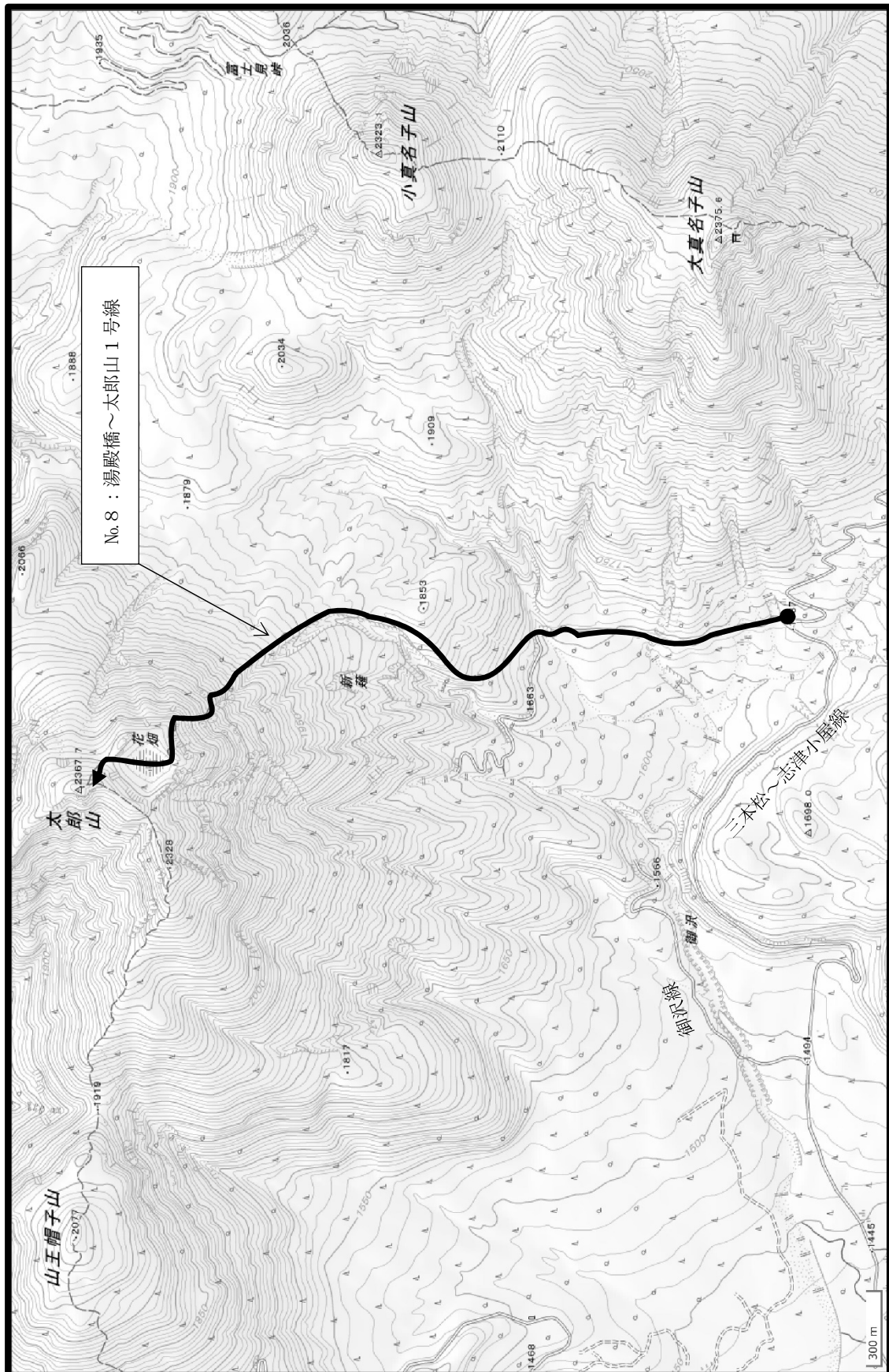
No. 6 : 三本松～志津小屋線・No. 7 : 御沢線

廃止路線図



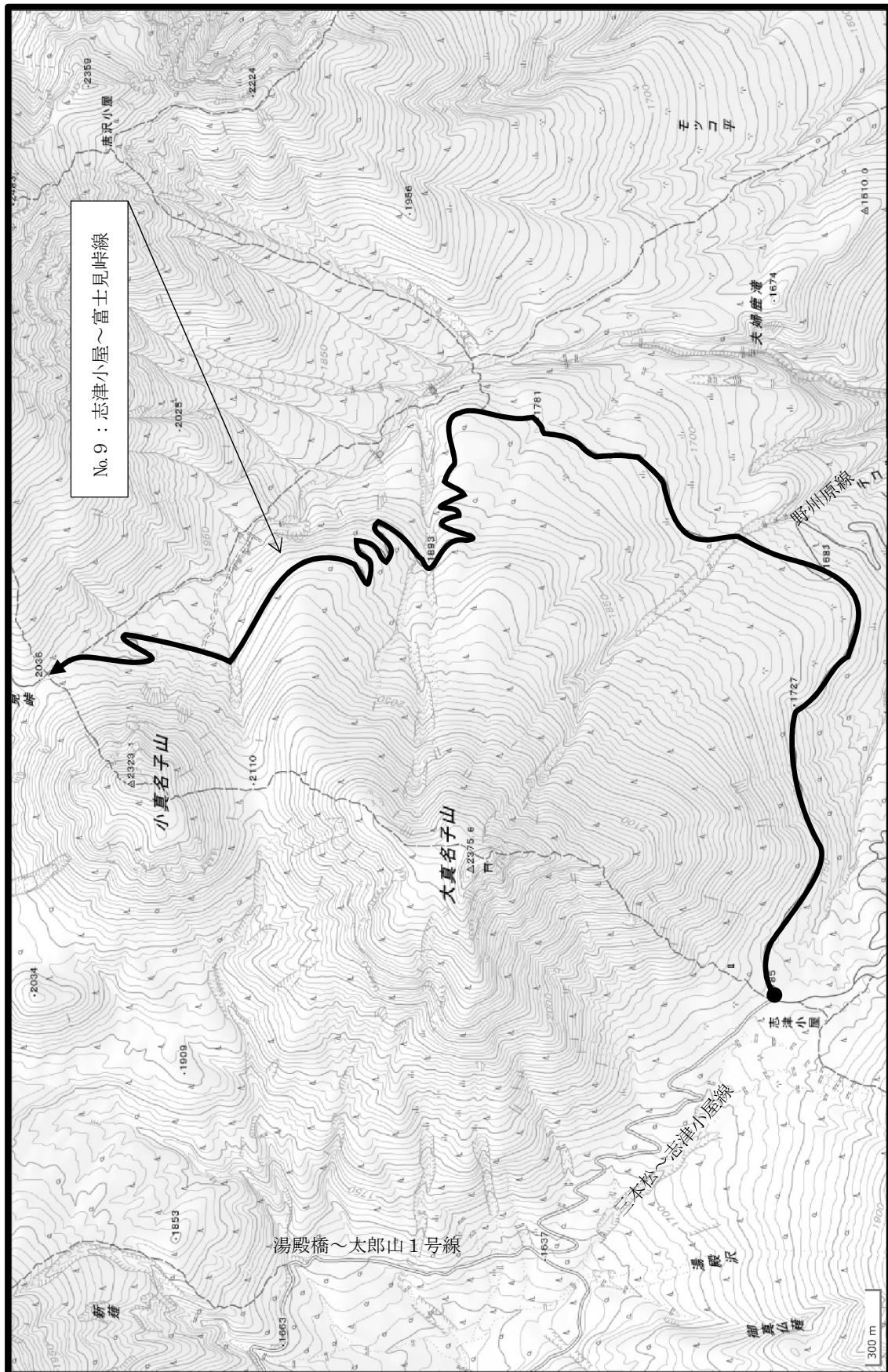
No. 8 : 湯殿橋～太郎山 1 号線

廃止路線図



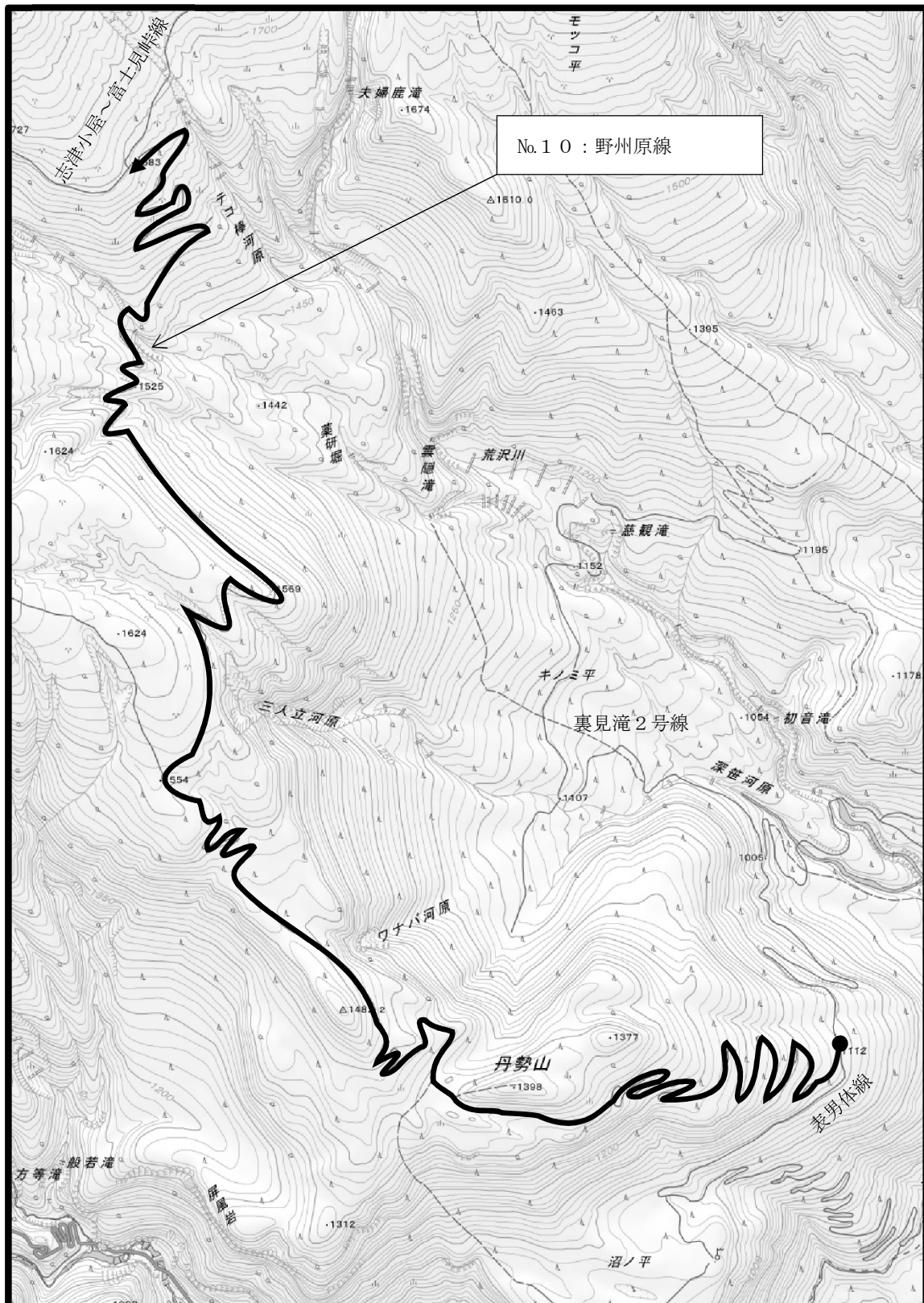
No.9：志津小屋～富士見峠線

廃止路線図



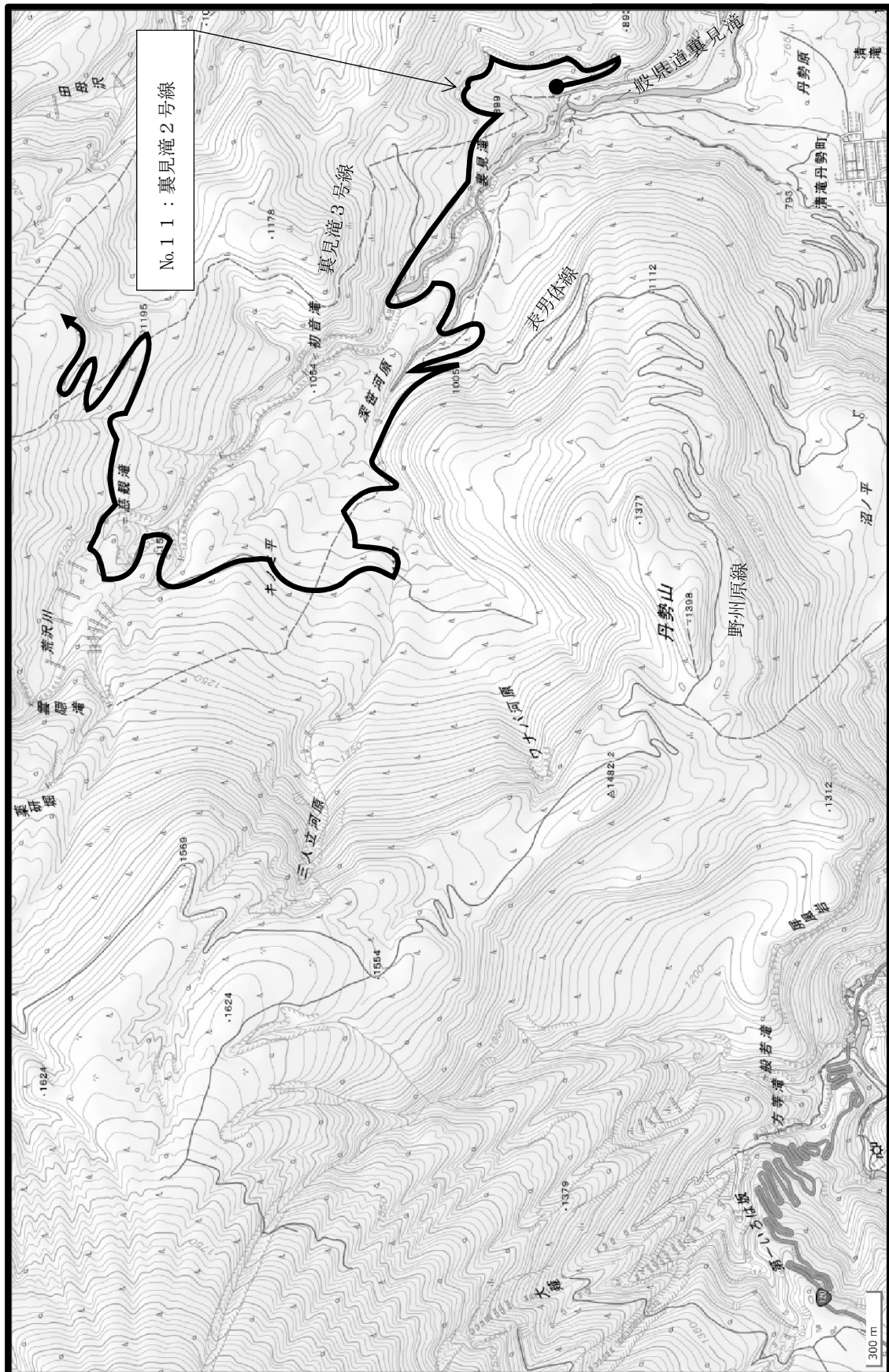
No. 10 : 野州原線

廃止路線図



No. 1 1 : 裏見滝 2 号線

廃止路線図



市道路線の変更について

次のとおり市道路線を変更することについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

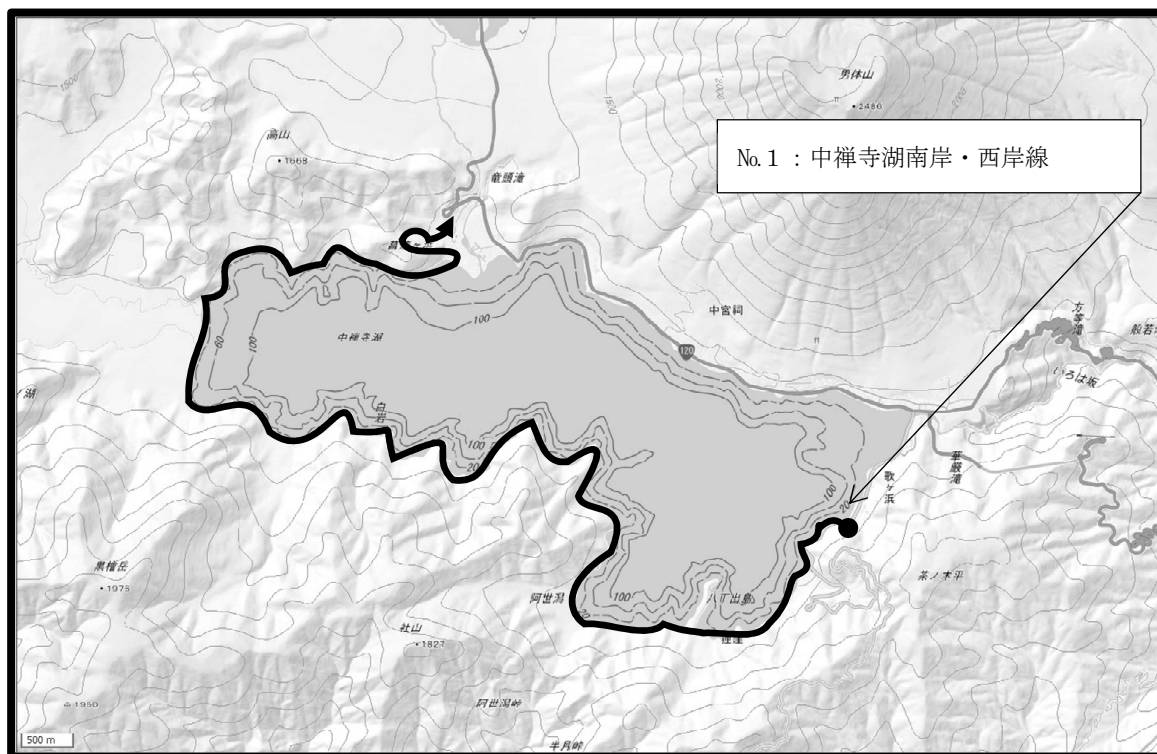
令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

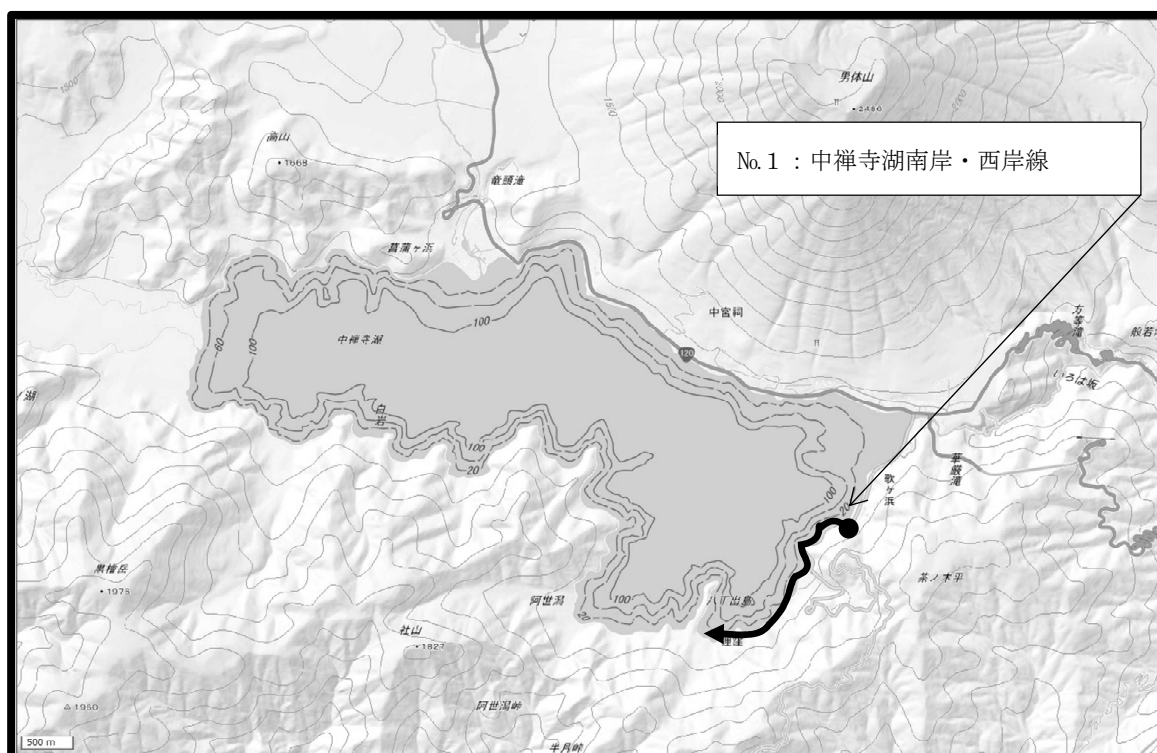
変更 前後 の別	路 線 名	起 点	終 点	路線番号
前	中禅寺湖南岸・ 西岸線	日光市奥日光国有林 1 1 2 7 林班先	日光市奥日光国有林 1 1 0 8 林班先	日 31059
後		日光市奥日光国有林 1 1 2 7 林班先	日光市奥日光国有林 1 1 2 4 林班先	
前	表男体線	日光市日光丹勢 6 3 4 番先	日光市日光国有林 1 6 林班先	日 32044
後		日光市日光丹勢 6 3 4 番先	日光市丹勢山国有林 6 1 6 林班先	

中禅寺湖南岸・西岸線

変更前路線図

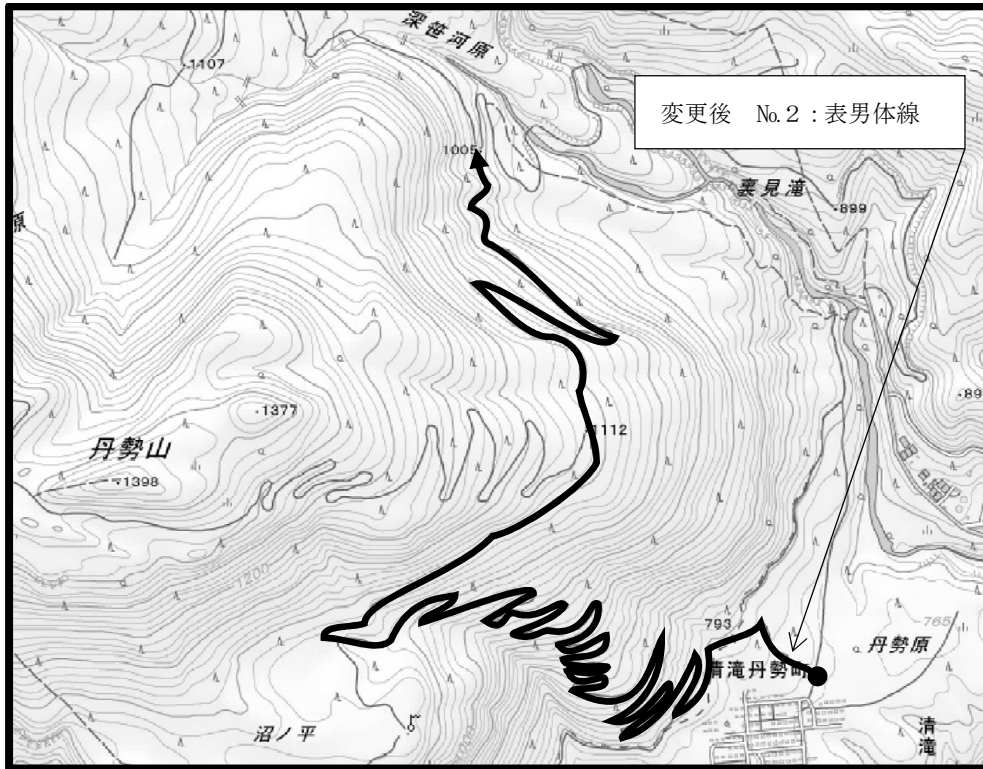


変更後路線図

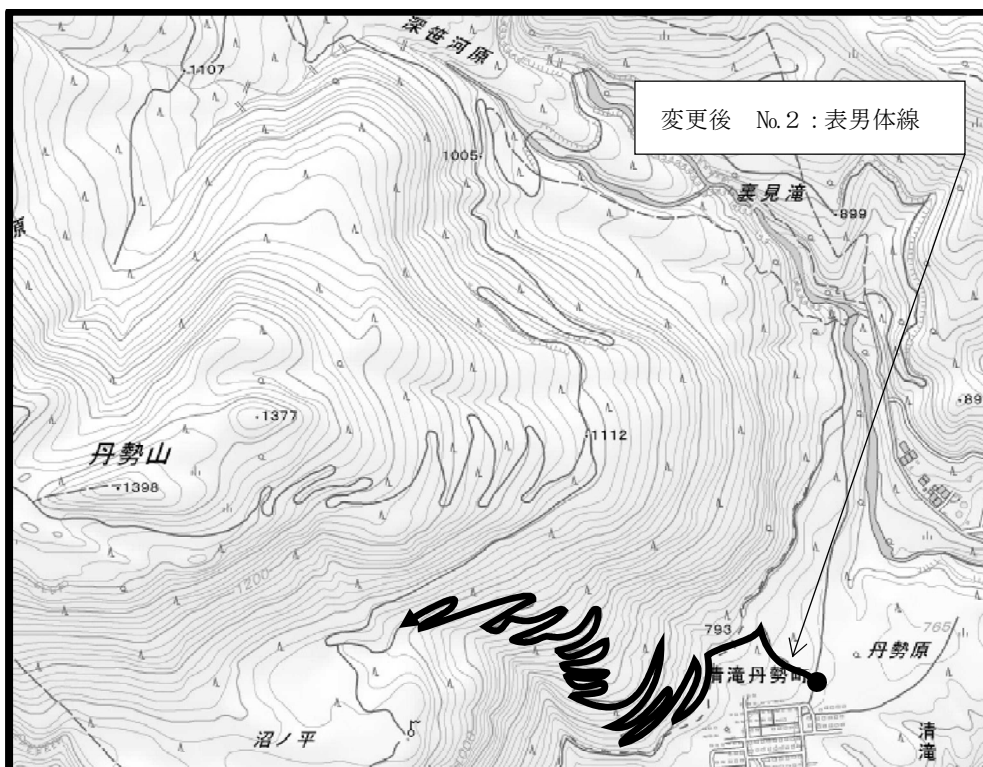


表男体線

変更前路線図



変更後路線図



辺地に係る総合整備計画の策定について

上栗山辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

総 合 整 備 計 画 書

栃木県日光市 上栗山辺地

(辺地の人口 56人 面積 57.8k㎡)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県日光市上栗山

(2) 地域の中心の位置

栃木県日光市上栗山213番地

(3) 辺地度点数

187点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

上栗山地区は、日光市北部に位置する山間地帯であり、川俣と川治温泉川治を結ぶ主要地方道川俣温泉川治線の途中にある集落である。冬季時は積雪も多く、近年は少子高齢化や過疎化の進行が大きな問題となっている。

開運橋橋りょう維持補修事業は、主要地方道川俣温泉川治線と接続する当地区内の生活道路である市道上栗山・川渡線の開運橋が、架設後50年以上経過していることから、老朽化が進み、劣化・損傷が顕在化しているため、地域住民の安全な通行を確保するよう補修工事を実施するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和8年度まで 2年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
開運橋	日光市	140,000	77,000	63,000	63,000

辺地に係る総合整備計画の策定について

川俣辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

総 合 整 備 計 画 書

栃木県日光市 川俣辺地
(辺地の人口 115人 面積 184.9km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県日光市川俣

(2) 地域の中心の位置

栃木県日光市川俣582番地

(3) 辺地度点数

280点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

川俣地区は、日光市北部に位置し、主要地方道川俣温泉川治線の起点の山間地帯にある集落である。川俣温泉や奥鬼怒温泉といった温泉地を有する地域であり、冬季時は積雪も多く、近年は観光客の減少や少子高齢化、過疎化の進行が大きな問題となっている。

林道奥鬼怒線は、連休や紅葉時期には観光客の通行が多い路線であるが、標高1,000mを超える厳しい自然環境の中に位置するため、舗装の損傷が著しい箇所が多数あり、加えて一部区間では落石や崩落が発生し通行に不便をきたしている。

この課題解決のため、舗装改良工事及び路側改良工事を実施することで、安全な通行の確保を図るとともに、快適・円滑な通行の確保をし、川俣地区の観光地としての価値の向上を図るものである。

女夫刈橋橋りょう維持補修事業は、奥鬼怒温泉に通じる唯一の林道奥鬼怒線に架設されており、架設後50年以上経過していることから、老朽化が進み、劣化・損傷が顕在化しているため、利用者の安全な通行を確保するよう補修工事を実施するものである。

市道馬坂線は、観光周遊だけでなく、有事の際に前述主要地方道の迂回路としての機能も持つ路線であるが、未改良（砂利敷）であり、通行に不便をきたしている。

この課題解決のため、道路改良工事を実施することで、安全・快適な通行の確保を図るものである。

市道長窪・西沢金山線は、主要地方道川俣温泉川治線と接続する生活道路であるが、度々落石が確認されている。地域住民の安全な通行を確保するため法面補修工事を実施するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和16年度まで 10年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	

林道奥鬼怒線	栃木県	29,150	0	29,150	29,000
林道奥鬼怒線	日光市	40,000	18,150	21,850	21,800
市道馬坂線	日光市	141,000	0	141,000	141,000
市道長窪・西沢 金山線	日光市	1,300	0	1,300	1,300
合 計		211,450	18,150	193,300	193,100

辺地に係る総合整備計画の変更について

中小来川辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

総 合 整 備 計 画 書

栃木県日光市 中小来川辺地

(辺地の人口 1 3 4 人 面積 1. 1 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県日光市中小来川

(2) 地域の中心の位置

栃木県日光市中小来川 2 9 4 7 番地 4

(3) 辺地度点数

1 2 5 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

中小来川地区は、日光市南部に位置する山間地帯であり、日光市と鹿沼市を結ぶ主要地方道鹿沼日光線沿線の集落である。近年は少子高齢化や過疎化の進行が大きな問題となっている。

小来川診療所の X 線発生装置は、へき地診療所である当該診療所において平成 2 3 年度から使用しており、設置から 1 0 年以上が経過している。耐用年数が超過し、今後故障時の修繕が困難になることから、当該機器を更新することで質の高い医療サービスを提供し、地域住民が安心して診療を受けることができる体制を確保するものである。

また、同診療所の解析付心電計については、平成 2 4 年度から使用しており、設置から 1 0 年以上が経過しているため、X 線装置と同様の理由から、既存機器の更新を行うものである。

小来川公民館は、築 5 5 年以上が経過しており、老朽化が著しく、安全面や機能面が低下しているため、建替を行うことで公民館および託児所としての機能を付加し、地域の拠点となるよう整備を行うものである。

小来川診療所は、築 3 0 年以上が経過しており、老朽化が著しく、安全性が低下していることから、施設の安全性を確保し、今後も地域における医療と保健衛生の拠点としての機能を継続していくために、整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 8 年度まで

4 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
小来川診療所 医療機器	日光市		12, 813	6, 406	6, 407	6, 300

小来川公民館	日光市	368,850	0	368,850	368,800
小来川診療所	日光市	10,700	0	10,700	10,600
合計		392,363	6,406	385,957	385,700

辺地に係る総合整備計画の変更について

日向辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

総 合 整 備 計 画 書

栃木県日光市 日向辺地
(辺地の人口 195人 面積 43.2k㎡)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県日光市日向

(2) 地域の中心の位置

栃木県日光市日向1112番地4

(3) 辺地度数

121点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

日向地区は、日光市北部に位置する山間地帯であり、主要地方道川俣温泉川治線沿線の集落である。冬季時は積雪も多く、近年は少子高齢化や過疎化の進行が大きな問題となっている。

後生橋橋りょう維持補修事業は、当地区内の生活道路である市道石焼線の後生橋が、架設後40年以上経過していることから、老朽化が進み、劣化・損傷が顕在化しているため、地域住民の安全な通行を確保するよう補修工事を実施するものである。

石焼トンネル維持補修事業は、当地域の林業を支える重要な市道石焼線の石焼トンネルが、築造後35年以上経過していることから、老朽化が進み、劣化・損傷が顕在化しているため、林業従事者の安全な通行を確保するよう補修工事を実施するものである。

林道前沢稻ヶ沢線は、日向から湯西川へ通じる路線であり、自然環境を守るための施業道としても重要な路線である。山間地帯の厳しい自然環境の中に位置するため、大雨及び強風時に落石や崩落が発生し通行に不便をきたしている。

この課題解決のため、路側改良工事を実施することで、安全な通行の確保を図るとともに、快適・円滑な通行を確保するものである。

市道稻ヶ沢1号線は、主要地方道川俣温泉川治線と接続する生活道路であるが、老朽化が進み舗装の損傷が著しい箇所が多数存在している。地域住民の安全な通行を確保するため舗装補修工事を実施するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和8年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	

後生橋	日光市	26,000	14,300	11,700	11,700
石焼トンネル	日光市	4,000	2,200	1,800	1,800
林道前沢稲ヶ 沢線	栃木県	7,500	0	7,500	7,500
市道稲ヶ沢 1 号線	日光市	14,500	0	14,500	14,500
合 計		52,000	16,500	35,500	35,500

令和 6 年度（2024 年度）日光市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 6 年度（2024 年度）日光市一般会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 12 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和6年度（2024年度）日光市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）について

令和6年度（2024年度）日光市国民健康保険事業特別会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 6 年度（2024 年度）日光市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度（2024 年度）日光市後期高齢者医療事業特別会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 6 年度（2024 年度）日光市介護保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度（2024 年度）日光市介護保険事業特別会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和6年度（2024年度）日光市診療所事業特別会計
補正予算（第2号）について

令和6年度（2024年度）日光市診療所事業特別会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和 6 年度（2024 年度）日光市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度（2024 年度）日光市水道事業会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 2 日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一

令和6年度（2024年度）日光市下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和6年度（2024年度）日光市下水道事業会計予算については、別冊のとおり補正するものとする。

令和7年（2025年）2月12日 提 出

日光市長 粉 川 昭 一